介　護　サ　ー　ビ　ス　事　業　者

自　　　主　　　点　　　検　　　表

（令和４年５月版）

居　宅　介　護　支　援

|  |  |
| --- | --- |
| 　事業所番号 |  |
| 　指定年月日 | 　　　　　　　　　　　　年　　　月　　　日 |
| 　事業所の名称 |  |
| 　事業所の所在地 | 〒 |
| 　電話番号 |  |
| 　メールアドレス |  |
| 　法人の名称 |  |
| 　法人の代表者名 |  |
| 　管理者名 |  |
| 　記入者職名・氏名 |  |
| 　記入年月日 | 令和　　　年　　　月　　　日 |
| 　実地指導日 | 令和　　　年　　　月　　　日 |

|  |
| --- |
| 越谷市 福祉部 福祉総務課 |

**介護サービス事業者自主点検表の作成について**

１　趣　　旨

　　利用者に適切な介護サービスを提供するためには、事業者自らが自主的に事業の運営状況を点検し、人員、設備及び運営に関する基準が守られているか常に確認することが必要です。

　　そこで市では、介護サービス事業者ごとに、法令、関係通知及び国が示した介護保険施設等指導指針のうちの主眼事項着眼点を基に、自主点検表を作成し、運営上の必要な事項について、自主点検をお願いし、市が行う事業者指導と有機的な連携を図ることとしました。

２　実施方法

　①　毎年定期的に実施するとともに、事業所への実地指導が行われるときは、他の関係書類とともに、市へ提出してください。なお、この場合、控えを必ず保管してください。

　②　複数の職員で検討のうえ点検してください。

　③　点検結果については、実施後３年間の保管をお願いします。

　④　「いる・いない」等の判定については、該当する項目を○で囲ってください。

　⑤　判定について該当する項目がないときは、選択肢に二重線を引き、「事例なし」又は「該当なし」と記入してください。（判定欄にあらかじめ「事例なし」等の選択肢が記載されている場合もあります。）

３ 根拠法令等

　「根拠法令」の欄は、次を参照してください。

|  |  |
| --- | --- |
| 法 | 介護保険法（平成９年法律第１２３号） |
| 施行規則 | 介護保険法施行規則（平成１１年厚生省令第３６号） |
| 条例 | 越谷市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例（平成２６年１２月２２日条例第70号） |
| 平11老企22 | 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について（平成１１年７月２９日老企第２２号厚生省老人保健福祉局企画課長通知） |
| 平12厚告20 | 指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成１２年２月１０日厚生省告示第２０号） |
| 留意事項 | 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成１２年３月１日老企第３６号厚生省老人保健福祉局企画課長通知） |
| 利用者等告示 | 厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等（平成２７年厚生労働省告示第９４号） |
| 大臣基準告示 | 厚生労働大臣が定める基準（平成２７年厚生労働省告示第９５号） |
| 平11老企29 | 介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について（平成１１年１１月１２日老企第２９号） |

介護サービス事業者自主点検表　目次

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 内　　容 | ページ |
| 第１ | 基本方針 |  |
| 1 | 基本方針 | 1 |
| 第２ | 人員に関する基準 |  |
| 2 | 介護支援専門員 | 2 |
| 3 | 管理者 | 2 |
| 第３ | 運営に関する基準 |  |
| 4 | 内容及び手続きの説明及び同意 | 2 |
| 5 | 提供拒否の禁止 | 4 |
| 6 | サービス提供困難時の対応 | 5 |
| 7 | 受給資格等の確認 | 5 |
| 8 | 要介護認定の申請に係る援助 | 5 |
| 9 | 身分を証する書類の携行 | 5 |
| 10 | 利用料等の受領 | 5 |
| 11 | 保険給付の請求のための証明書の交付 | 5 |
| 12 | 指定居宅介護支援の基本取扱方針 | 5 |
| 13 | 指定居宅介護支援の具体的取扱方針 | 5 |
| 14 | 法定代理受領サービスに係る報告 | 13 |
| 15 | 利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付 | 14 |
| 16 | 利用者に関する市町村への通知 | 14 |
| 17 | 管理者の責務 | 14 |
| 18 | 運営規程 | 14 |
| 19 | 勤務体制の確保 | 14 |
| 20 | 業務継続計画の策定等 | 16 |
| 21 | 設備及び備品等 | 17 |
| 22 | 従業者の健康管理 | 17 |
| 23 | 感染症の予防及びまん延の防止のための措置 | 17 |
| 24 | 掲示 | 18 |
| 25 | 秘密保持 | 18 |
| 26 | 広告 | 19 |
| 27 | 居宅サービス事業者等からの利益収受の禁止等 | 19 |
| 28 | 苦情処理 | 19 |
| 29 | 事故発生時の対応 | 20 |
| 30 | 虐待の防止 | 20 |
| 31 | 会計の区分 | 21 |
| 32 | 記録の整備 | 22 |
| 33 | 電磁的記録等 | 22 |
| 第４ | 業務管理体制の整備 |  |
| 34 | 法令遵守等の業務管理体制の整備 | 23 |
| 第５ | 介護給付費の算定及び取扱い |  |
| 35 | 居宅介護支援費 | 23 |
| 36 | 基本的事項 | 25 |
| 37 | 運営基準減算 | 26 |
| 38 | 中山間地域等居住者加算 | 27 |
| 39 | 特定事業所集中減算 | 27 |
| 40 | サービス種類相互間の算定関係 | 28 |
| 41 | 初回加算 | 28 |
| 42 | 特定事業所加算 | 29 |
| 43 | 特定事業所医療介護連携加算 | 32 |
| 44 | 入院時情報連携加算 | 33 |
| 45 | 退院・退所加算 | 33 |
| 46 | 通院時情報連携加算 | 35 |
| 47 | 緊急時等居宅カンファレンス加算 | 36 |
| 48 | ターミナルケアマネジメント加算 | 36 |

| 項目 | 自　主　点　検　の　ポ　イ　ン　ト | 点　検 | 根拠法令 |
| --- | --- | --- | --- |
| 第１　基本方針 |
| 1　基本方針 | ①　暴力団員又は越谷市暴力団排除条例に規定する暴力団関係者ではない方が、法人の役員及び管理者になっていますか。 | いる・いない | 条例第2条第2項越谷市暴力団排除条例 |
|  | ②　要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮していますか。 | いる・いない | 条例第2条第3項 |
|  | ③　利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮していますか。 | いる・いない | 条例第2条第4項 |
|  | ④　居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう公正中立に行っていますか。 | いる・いない | 条例第2条第5項 |
|  | ⑤　事業の運営に当たっては、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者、介護保険施設、障害者総合支援法に規定する指定特定相談支援事業者等との連携に努めていますか。 | いる・いない | 条例第2条第6項 |
|  | ⑥　利用者の人権の擁護、利用者に対する虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じていますか。 | いる・いない | 条例第2条第7項 |
|  | ※　虐待の防止に係る措置は、令和6月3月31日までは努力義務（令和6年4月1日より義務化） |  |  |
|  | ⑦　指定居宅介護支援を提供するに当たっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めていますか。 | いる・いない | 条例第2条第8項 |
|  | ※　指定居宅介護支援を行うに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報等を活用し、事業所単位でＰＤＣＡサイクルを構築・推進することにより、提供するサービスの質の向上に努めなければなりません。 |  | 平11老企22第2-3(1) |
| 第２　人員に関する基準 |
|  | 【用語の定義】 |  |  |
|  | 【常勤】　　当該事業所における勤務時間（同一敷地内にある他の事業所において、居宅介護支援以外の事業を行っている場合には、当該事業に従事している時間を含む。）が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（週32時間を下回ある場合は週32時間を基本とする。）に達していることをいうものです。 |  | 平11老企22第2-2(3)① |
|  | 　　ただし、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第13条第１項に規定する措置（以下「母性健康管理措置」という。）又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）第23条第1項、同条第3項又は同法第24条に規定する所定労働時間の短縮等の措置（以下「育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置」という。）が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことを可能とします。 |  |  |
|  | 　　同一の事業者によって当該事業所に併設される事業所の職務であって、当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、その勤務時間が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすものであることとします。 |  |  |
|  | 　　例えば、同一の事業者によって訪問介護事業所が併設されている場合、訪問介護事業所の管理者と居宅介護支援事業所の管理者を兼務している者は、その勤務時間が所定の時間に達していれば、常勤要件を満たすことになります。 |  |  |
|  | 　　また、人員基準において常勤要件が設けられている場合、従事者が労働基準法（昭和22 年法律第49 号）第65 条に規定する休業（以下「産前産後休業」という。）、母性健康管理措置、育児・介護休業法第２条第１号に規定する育児休業（以下「育児休業」という。）、同条第２号に規定する介護休業（以下「介護休業」という。）、同法第23 条第２項の育児休業に関する制度に準ずる措置又は同法第24 条第１項（第２号に係る部分に限る。）の規定により同項第２号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業（以下「育児休業に準ずる休業」という。）を取得中の期間において、当該人員基準において求められる資質を有する複数の非常勤の従事者を常勤の従業者の員数に換算することにより、人員基準を満たすことが可能であることとする。 |  |  |
|  | 【専らその職務に従事する】　　　原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいうものです。 |  | 平11老企22第2-2(3)② |
| 2　介護支援専門員★ | ①　事業所ごとに常勤の介護支援専門員を１人以上置いていますか。　　事業所における常勤の従業者の勤務すべき時間数【週 　　 時間】　 | いる・いない | 法第81条第1項条例第3条第1項 |
| ※　介護支援専門員は、事業所の営業時間中は、常に利用者からの相談等に対応できる体制を整えている必要があり、介護支援専門員がその業務上の必要性から、又は他の業務を兼ねていることから、事業所に不在となる場合であっても、管理者、その他の従業者等を通じ、利用者が適切に介護支援専門員に連絡が取れる体制としておく必要があります。 |  | 平11老企22第2-2(1) |
|  | ②　①に規定する員数の基準は、利用者の数が３５又はその端数を増すごとに１となっていますか。 | いる・いない | 条例第3条第2項 |
|  | ※　常勤の介護支援専門員の配置は利用者の数３５人に対して１人を基準とするものであり、利用者の数が３５人又はその端数を増すごとに増員することが望ましいとされています。ただし、当該増員に係る介護支援専門員については非常勤とすることを妨げるものではありません。 |  | 平11老企22第2-2(1) |
|  | ③　非常勤の介護支援専門員は、介護保険施設の常勤専従の介護支援専門員と兼務となっていませんか。 | いる・いない | 平11老企22第2-2(1) |
| 3 | ①　事業所ごとに、常勤の管理者を置いていますか。 | いる・いない | 条例第4条第1項 |
| 管理者 | ②　管理者には、主任介護支援専門員をあてていますか。 | いる・いない | 条例第4条第2項 |
| ★ | ※　主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を管理者とすることができます。 |  |  |
|  | ※　令和9年3月31日までの間は、令和3年3月31日時点で主任介護支援専門員でない者が管理者である居宅介護支援事業所については、当該管理者が管理者である限り、管理者を主任介護支援専門員とする要件の適用を猶予することとしていますが、指定居宅介護支援事業所における業務管理や人材育成の取組を促進する観点から、経過措置期間の終了を待たず、管理者として主任介護支援専門員を配置することが望ましいです。 |  | 平11老企22第2-2(2) |
|  | ③　管理者は専らその職務に従事していますか。 | いる・いない | 条例第4条第3項 |
|  | ※　次に掲げる場合は、この限りではありません。 ア　当該居宅介護支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合イ　当該事業所の管理に支障がない限りにおいて、同一敷地内にある他の事業所の職務に従事する場合 |  | 平11老企22第2-2(2) |
|  | ※　管理者は、事業所の営業時間中は、常に利用者からの利用申込等に対応できる体制を整えている必要があるものであり、管理者が事業所に不在となる場合であっても、その他の従業者等を通じ、利用者が適切に管理者に連絡が取れる体制としておく必要があります。 |  | 平11老企22第2-2(2) |
|  | ※　訪問系サービスの事業所において訪問サービスそのものに従事する従業者との兼務は一般的には管理者の業務に支障があると考えられるが、訪問サービスに従事する勤務時間が限られている職員の場合には、支障がないと認められる場合もあります。　　　また、併設する事業所に原則として常駐する老人介護支援センターの職員、訪問介護、訪問看護等の管理者等との兼務は可能と考えられます。　　　なお、介護保険施設の常勤専従の介護支援専門員との兼務は認められません。 |  | 平11老企22第2-2(2) |
| 第３　運営に関する基準 |
| 4　内容及び手続きの説明及び同意★ | ①　居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項について、わかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して説明を行い、居宅介護支援の提供の開始について利用申込者の同意を得ていますか。 | いる・いない | 条例第5条第１項 |
|  | ※　サービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書の内容は、以下のとおりです。　ア　運営規程の概要　イ　介護支援専門員の勤務の体制　　※　職員の「員数」は日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、規程を定めるに当たっては、人員基準において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「○人以上」と記載することも差し支えない。　ウ　秘密の保持　エ　事故発生時の対応　オ　苦情処理の体制　等 |  | 平11老企22第2-3(2) |
|  | ※　同意は、利用者及び居宅介護支援事業者双方の保護の立場から、書面によって確認することが望まれます。 |  | 平11老企22第2-3(2) |
|  | ②-1　居宅介護支援の提供開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が基準条例第2条の基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得ていますか。 | いる・いない | 条例第5条第2項 |
|  | ※　指定居宅介護支援は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って行われるものであり、居宅サービス計画は基準条例の基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものです。　　　このため、指定居宅介護支援について利用者の主体的な参加が重要であり、居宅サービス計画の作成にあたって利用者から介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることや、居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能であること等につき十分説明を行わなければなりません。なお、この内容を利用申込者又はその家族に説明を行うに当たっては、理解が得られるよう、文書の交付に加えて口頭での説明を懇切丁寧に行うとともに、それを理解したことについて必ず利用申込者から署名を得なければなりません。 |  | 平11老企22第2-3(2) |
|  | ②-2　前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護(以下「訪問介護等」という。)がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合等につき説明を行い、理解を得ていますか。 | いる・いない | 条例第5条第2項 |
|  | ※　基本方針に基づき、指定居宅介護支援の提供にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者等に不当に偏することのないよう、公正中立に行わなければならないこと等を踏まえ、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この⑵において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合（上位３位まで）等につき十分説明を行わなければなりません。　　　なお、この内容を利用者又はその家族に説明を行うに当たっては、理解が得られるよう、文書の交付に加えて口頭での説明を懇切丁寧に行うとともに、それを理解したことについて必ず利用者から署名を得なければなりません。　　　また、前６月間については、毎年度２回、次の期間における当該事業所において作成された居宅サービス計画を対象とします。　　　①　前期（３月１日から８月末日）　　　②　後期（９月１日から２月末日）　　　なお、説明については、指定居宅介護支援の提供の開始に際し行うものとするが、その際に用いる当該割合等については、直近の①もしくは②の期間のものとします。 |  | 平11老企22第2-3(2) |
|  | ③　居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めていますか。 | いる・いない | 条例第5条第3項 |
|  | ※　利用者が病院又は診療所に入院する場合には、利用者の居宅における日常生活上の能力や利用していた指定居宅サービス等の情報を入院先医療機関と共有することで、医療機関における利用者の退院支援に資するとともに、退院後の円滑な在宅生活への移行を支援することにもつながります。　　　指定居宅介護支援事業者と入院先医療機関との早期からの連携を促進する観点から、利用者が病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には担当の介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう、利用者又はその家族に対し事前に協力を求める必要があります。　　　なお、より実効性を高めるため、日頃から介護支援専門員の連絡先等を介護保険被保険者証や健康保険被保険者証、お薬手帳等と合わせて保管することを依頼しておくことが望ましいです。 |  | 平11老企22第2-3(2) |
|  | ④　指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、文書の交付に代えて、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下「電磁的方法」という。)により提供していますか（この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなします。）。 | いる・いない該当なし | 条例第5条第4項 |
|  | 　(1)　電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの　　ア　指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法　　イ　指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第1項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)　(2)　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法 |  |  |
|  | ※　前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければなりません。 |  | 条例第5条第5項 |
|  | ※　「電子情報処理組織」とは、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいいます。 |  | 条例第5条第6項 |
|  | ※　指定居宅介護支援事業者は規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければなりません。　(1)　第4項各号に規定する方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの　(2)　ファイルへの記録の方式 |  | 条例第5条第7項 |
|  | ※　前項の規定による承諾を得た指定居宅介護支援事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはなりません。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りではありません。 |  | 条例第5条第8項 |
| 5　提供拒否の禁止 | 　正当な理由なく居宅介護支援の提供を拒んでいませんか。 | いる・いない | 条例第6条 |
| ※　特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否してはいけません。 |
|  | ※　サービスの提供を拒むことのできる場合の正当な理由とは、次の場合です。　ア　当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合 　イ　利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合　ウ　利用申込者が他の居宅介護支援事業者にも併せて居宅介護支援の依頼を行っていることが明らかな場合 |  | 平11老企22第2-3(3) |
| 6　サービス提供困難時の対応 | 　通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な居宅介護支援を提供することが困難であると認めた場合は、他の居宅介護支援事業者の紹介その他の必要な措置を講じていますか。 | いる・いない | 条例第7条 |
| 7　受給資格等の確認★ | 　居宅介護支援の提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめていますか。  | いる・いない | 条例第8条 |
| 8　要介護認定の申請に係る援助 | ①　被保険者の要介護認定に係る申請について、利用申込者の意思を踏まえ、必要な協力を行っていますか。 | いる・いない | 条例第9条第1項 |
| ②　居宅介護支援の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。 | いる・いない事例なし | 条例第9条第2項 |
|  | ③　要介護認定の更新の申請が、遅くとも有効期間が満了する３０日前までになされるよう、必要な援助を行っていますか。 | いる・いない | 条例第9条第3項 |
| 9　身分を証する書類の携行 | 　事業者は、当該事業所の介護支援専門員に身分を証する書類（介護支援専門員証）を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導していますか。 | いる・いない | 条例第10条 |
| 10　利用料等の受領 | ①　居宅介護支援を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料と居宅介護サービス計画費の額との間に、不合理な差額が生じていませんか。 | いる・いない事例なし | 条例第11条第1項 |
| ※　一方の経費の他方への転嫁等による不合理な差額を設けてはいけません。 |  | 平11老企22第2-3(6)① |
|  | ※　償還払いの場合であっても、原則として利用者負担は生じないこととします。 |  |  |
|  | ②　利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して居宅介護支援を行う場合には、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができますが、その受領は適切に行っていますか。 | いる・いない事例なし | 条例第11条第2項 |
|  | ※　保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の支払を受けることは認められません。 |  | 平11老企22第2-3(6)② |
|  | ③　②の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ていますか。 | いる・いない事例なし | 条例第11条第3項 |
|  | ④　サービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした利用者に対し、領収証を交付していますか。 | いる・いない事例なし | 法第41条第8項 |
|  | ⑤　領収証に、居宅介護支援について利用者から支払を受けた費用の額及びその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載していますか。 | いる・いない事例なし | 施行規則第78条 |
| 11　保険給付の請求のための証明書の交付 | 提供した居宅介護支援について利用料の支払を受けた場合は、当該利用料の額等を記載した指定居宅介護支援提供証明書を利用者に対して交付していますか。 | いる・いない事例なし | 条例第12条 |
| 12　指定居宅介護支援の基本取扱方針 | ①　居宅介護支援は、要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行われていますか。 | いる・いない | 条例第13条第１項 |
| ②　事業者は、自ら提供する居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。 | いる・いない | 条例第13条第2項 |
| 13　指定居宅介護支援の具体的取扱方針 | (1)　管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させていますか。 | いる・いない | 条例第14条第1号 |
| (2)　居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っていますか。 | いる・いない | 条例第14条第2号 |
| ★ | ※　居宅介護支援は、利用者及びその家族の主体的な参加及び自らの課題解決に向けての意欲の醸成と相まって行われることが重要です。　　　このためには、居宅介護支援について利用者及びその家族の十分な理解が求められるものであり、介護支援専門員は、居宅介護支援を懇切丁寧に行うことを旨とし、サービスの提供法等について理解しやすいように説明を行うことが肝要です。 |  | 平11老企22第2-3(8)② |
|  | (3)　介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に居宅サービス等の利用が行われるようにしていますか。 | いる・いない | 条例第14条第3号 |
|  | ※　介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成又は変更に当たり、継続的な支援という観点に立ち、計画的に居宅サービス等の提供が行われるようにすることが必要であり、支給限度額の枠があることのみをもって、特定の時期に偏って継続が困難な、また必要性に乏しい居宅サービスの利用を助長するようなことがあってはなりません。 |  | 平11老企22第2-3(8)③ |
|  | (4)　介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて居宅サービス計画上に位置付けるよう努めていますか。 | いる・いない | 条例第14条第4号 |
|  | ※　居宅サービス計画の作成又は変更に当たっては、利用者の希望や課題分析の結果に基づき、介護給付等対象サービス以外の、例えば、市町村保健師等が居宅を訪問して行う指導等の保健サービス、老人介護支援センターにおける相談援助及び市町村が一般施策として行う配食サービス、寝具乾燥サービスや当該地域の住民による見守り、配食、会食などの自発的活動によるサービス等、更には、こうしたサービスと併せて提供される精神科訪問看護等の医療サービス、はり師・きゅう師による施術、保健師・看護師・柔道整復師・あん摩マッサージ指圧師による機能訓練なども含めて居宅サービス計画に位置付けることにより総合的な計画となるよう努めなければならない。 |  | 平11老企22第2-3(8)④ |
|  | (5)　介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成の開始に当たっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、当該地域における居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に提供していますか。 | いる・いない | 条例第14条第5号 |
|  | ※　介護支援専門員は、利用者によるサービスの選択に資するよう、利用者から居宅サービス計画案の作成にあたって複数の指定居宅サービス事業者等の紹介の求めがあった場合等には誠実に対応するとともに、居宅サービス計画案を利用者に提示する際には、当該利用者が居住する地域の指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供するものとします。　　　したがって、特定の指定居宅サービス事業者に不当に偏した情報を提供するようなことや、利用者の選択を求めることなく同一の事業主体のサービスのみによる居宅サービス計画原案を最初から提示するようなことがあってはなりません。　　　また、例えば集合住宅等において、特定の指定居宅サービス事業者のサービスを利用することを、選択の機会を与えることなく入居条件とするようなことはあってはなりませんが、居宅サービス計画についても、利用者の意思に反して、集合住宅と同一敷地内等の指定居宅サービス事業者のみを居宅サービス計画に位置付けるようなことはあってはなりません。 |  | 平11老企22第2-3(8)⑤ |
|  | (6)　介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、既に提供を受けている居宅サービス等のその置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握していますか。 | いる・いない | 条例第14条第6号 |
|  | ※　居宅サービス計画は、個々の利用者の特性に応じて作成されることが重要です。このため、介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に先立ち利用者の課題分析を行うこととなります。 |  | 平11老企22第2-3(8)⑥ |
|  | ※　課題分析とは、利用者の有する日常生活上の能力や利用者が既に提供を受けている居宅サービスや介護者の状況等の利用者を取り巻く環境等の評価を通じて利用者が生活の質を維持・向上させていく上で生じている問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握することであり、利用者の生活全般についてその状態を十分把握することが重要です。 |  |  |
|  | ※　課題の把握は、「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について（平成11年11月12日老企第29号）」の別紙４に示す項目により行ってください。 |  |  |
|  | (7)　介護支援専門員は、解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、利用者が入院中であることなど物理的な理由がある場合を除き、必ず利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行っていますか。 | いる・いない | 条例第14条第7号 |
|  | ※　アセスメントに当たっては、介護支援専門員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得てください。 |  | 平11老企22第2-3(8)⑦ |
|  | ※　当該アセスメントの結果について記録するとともに、当該記録は、５年間保存しなければなりません。 |  | 条例第30条第2項 |
|  | (8)　介護支援専門員は、利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果に基づき、利用者の家族の希望及び当該地域における居宅サービス等が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題に対応するための最も適切なサービスの組合せについて検討していますか。 | いる・いない | 条例第14条第8号 |
|  | (9)　利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスの種類、内容及び利用料並びにサービスを提供する上での留意事項等を記載した居宅サービス計画の原案を作成していますか。 | いる・いない | 条例第14条第8号 |
|  | ※　介護支援専門員は、居宅サービス計画が利用者の生活の質に直接影響する重要なものであることを十分に認識し、居宅サービス計画原案を作成しなければなりません。 |  | 平11老企22第2-3(8)⑧ |
| ※　居宅サービス計画原案は、利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果による専門的見地に基づき、利用者の家族の希望及び当該地域における居宅サービス等が提供される体制を勘案した上で、実現可能なものとする必要があります。 |  |  |
|  | ※　居宅サービス計画原案には、利用者及びその家族の生活に対する意向及び総合的な援助の方針並びに生活全般の解決すべき課題を記載した上で、提供されるサービスについて、その長期的な目標及びそれを達成するための短期的な目標並びにそれらの達成時期等を明確に盛り込み、当該達成時期には居宅サービス計画及び各居宅サービス等の評価を行い得るようにすることが重要です。 |  |  |
|  | ※　提供されるサービスの目標とは、利用者がサービスを受けつつ到達しようとする目標を指すもので、サービス提供事業者側の個別のサービス行為を意味するものではありません。 |  |  |
|  | (10)　介護支援専門員は、サービス担当者会議の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めていますか。 | いる・いない | 条例第14条第9号 |
|  | ※　テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとします。ただし、利用者又はその家族が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について、当該利用者等の同意を得なければなりません。 |  |  |
|  | ※　介護支援専門員は、効果的かつ実現可能な質の高い居宅サービス計画とするため、各サービスが共通の目標を達成するために具体的なサービスの内容として何ができるかなどについて、利用者やその家族、居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者からなるサービス担当者会議の開催により、利用者の状況等に関する情報を当該担当者と共有するとともに、専門的な見地からの意見を求め調整を図ることが重要です。 |  | 平11老企22第2-3(8)⑨ |
|  | 　　　なお、利用者やその家族の参加が望ましくない場合（家庭内暴力等）には、必ずしも参加を求めるものではないことに留意してください。また、やむを得ない理由がある場合については、サービス担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとしていますが、この場合にも、緊密に相互の情報交換を行うことにより、利用者の状況等についての情報や居宅サービス計画原案の内容を共有できるようにする必要があります。 |  |  |
|  | 　　　なお、ここでいうやむを得ない理由がある場合とは、利用者（末期の悪性腫瘍の患者に限る。）の心身の状況等により、主治の医師又は歯科医師（以下「主治の医師等」という。）の意見を勘案して必要と認める場合のほか、開催の日程調整を行ったが、サービス担当者の事由により、サービス担当者会議への参加が得られなかった場合、居宅サービス計画の変更であって、利用者の状態に大きな変化が見られない等における軽微な変更の場合等が想定されます。 |  |  |
|  | 　　　サービス担当者会議は、テレビ電話装置等（リアルタイムでの画像を介したコミュニケーションが可能な機器をいう。以下同じ。）を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この⑨において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。なお、テレビ電話装置等の活用に当たっては、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 |  |  |
|  | ※　末期の悪性腫瘍の利用者について必要と認める場合とは、主治の医師等が日常生活上の障害が１ヶ月以内に出現すると判断した時点以降において、主治の医師等の助言を得た上で、介護支援専門員がサービス担当者に対する照会等により意見を求めることが必要と判断した場合を想定しています。 |  |  |
|  | 　　　なお、ここでいう「主治の医師等」とは、利用者の最新の心身の状態、受診中の医療機関、投薬内容等を一元的に把握している医師であり、要介護認定の申請のために主治医意見書を記載した医師に限定されないことから、利用者又はその家族等に確認する方法等により、適切に対応してください。 |  |  |
|  | 　　　また、サービス種類や利用回数の変更等を利用者に状態変化が生じるたびに迅速に行っていくことが求められるため、日常生活上の障害が出現する前に、今後利用が必要と見込まれる指定居宅サービス等の担当者を含めた関係者を招集した上で、予測される状態変化と支援の方向性について関係者間で共有しておくことが望ましいです。 |  |  |
|  | ※　当該サービス担当者会議の要点又は当該担当者への照会内容について記録するとともに、当該記録は、５年間保存しなければなりません。 |  | 条例第30条第2項 |
|  | (11)　介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置付けた居宅サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ていますか。 | いる・いない | 条例第14条第10号 |
|  | ※　居宅サービス計画に位置付ける居宅サービス等の選択は、利用者自身が行うことが基本であり、また、当該計画は利用者の希望を尊重して作成されなければなりません。利用者に選択を求めることは介護保険制度の基本理念です。 |  | 平11老企22第2-3(8)⑩ |
|  | ※　居宅サービス計画の原案とは、居宅サービス計画書の第１表から第３表まで、第６表及び第７表（「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について」（平成11年11月12日老企第29号）に示す標準様式を指す。）に相当するものすべてを指します。 |  | 平11老企29別紙 |
|  | ※　主治医や保険給付対象外のサービス事業者等が居宅サービス計画の内容について情報提供を求めている場合であって、利用者又はその家族の同意を文書により得ている場合には、主治医、事業者等への情報提供を行うようにしてください。 |  | 平12老振24老健93 |
|  | (12)　介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を遅滞なく利用者及び担当者に交付していますか。 | いる・いない | 条例第14条第11号 |
|  | ※　担当者に対して居宅サービス計画を交付する際には、当該計画の趣旨及び内容等について十分に説明し、各担当者との共有、連携を図った上で、各担当者が自ら提供する居宅サービス等の当該計画(以下「個別サービス計画」という。)における位置付けを理解できるように配慮する必要があります。 |  | 平11老企22第2-3(8)⑪ |
|  | ※　居宅サービス計画は、５年間保存しなければなりません。 |  | 条例第30条第2項 |
|  | ※　利用者の課題分析から担当者に対する個別サービス計画の提出依頼に掲げる一連の業務については、基本方針を達成するために必要となる業務を列記したものであり、基本的にはこのプロセスに応じて進めるべきものですが、緊急的なサービス利用等やむを得ない場合や、効果的・効率的に行うことを前提とするものであれば、業務の順序について拘束するものではありません。　　　ただし、その場合にあっても、それぞれ位置付けられた個々の業務は、事後的に可及的速やかに実施し、その結果に基づいて必要に応じて居宅サービス計画を見直すなど、適切に対応しなければなりません。 |  | 平11老企22第2-3(8) |
|  | (13)　介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者等に対して、訪問介護計画等、指定居宅サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めていますか。 | いる・いない | 条例第14条第12号 |
| ※　居宅サービス計画と個別サービス計画との連動性を高め、居宅介護支援事業者とサービス提供事業者の意識の共有を図ることが重要です。　　　このため、担当者に居宅サービス計画を交付したときは、担当者に対し、個別サービス計画の提出を求め、居宅サービス計画と個別サービス計画の連動性や整合性について確認することとしたものです。 |  | 平11老企22第2-3(8)⑫ |
|  | 　　　なお、介護支援専門員は、担当者と継続的に連携し、意識の共有を図ることが重要であることから、居宅サービス計画と個別サービス計画の連動性や整合性の確認は、居宅サービス計画を担当者に交付したときに限らず、必要に応じて行うことが望ましいです。　　　さらに、サービス担当者会議の前に居宅サービス計画の原案を担当者に提供し、サービス担当者会議に個別サービス計画案の提出を求め、サービス担当者会議において情報の共有や調整を図るなどの手法も有効です。 |  |  |
|  | (14)　介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行っていますか。 | いる・いない | 条例第14条第13号 |
|  | ※　介護支援専門員は、利用者の有する解決すべき課題に即した適切なサービスを組み合わせて利用者に提供し続けることが重要です。このために介護支援専門員は、居宅サービス計画の実施状況の把握を行い、利用者の解決すべき課題の変化が認められる場合等必要に応じて居宅サービス計画の変更、居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとします。 |  | 平11老企22第2-3(8)⑬ |
|  | ※　利用者の解決すべき課題の変化は、利用者に直接サービスを提供する居宅サービス事業者等により把握されることも多いことから、介護支援専門員は、サービス担当者と緊密な連携を図り、利用者の解決すべき課題の変化が認められる場合には、円滑に連絡が行われる体制の整備に努めなければなりません。 |  |  |
|  | (15)　介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供していますか。 | いる・いない | 条例第14条第13の2号 |
|  | ※　利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報は、主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師が医療サービスの必要性等を検討するにあたり有効な情報です。このため、指定居宅介護支援の提供に当たり、例えば、　　・薬が大量に余っている又は複数回分の薬を一度に服用している　　・薬の服用を拒絶している　　・使いきらないうちに新たに薬が処方されている　　・口臭や口腔内出血がある　　・体重の増減が推測される見た目の変化がある　　・食事量や食事回数に変化がある　　・下痢や便秘が続いている　　・皮膚が乾燥していたり湿疹等がある　　・リハビリテーションの提供が必要と思われる状態にあるにも関わらず提供されていない状況　　等の利用者の心身又は生活状況に係る情報を得た場合は、それらの情報のうち、主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師の助言が必要であると介護支援専門員が判断したものについて、主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供するものとします。なお、ここでいう「主治の医師」については、要介護認定の申請のために主治医意見書を記載した医師に限定されないことに留意すること。 |  | 平11老企22第2-3(8)⑬ |
|  | (16)　介護支援専門員は、(14)に規定する実施状況の把握（モニタリング）に当たっては、利用者及びその家族、居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情がない限り、次に定めるところにより実施していますか。 |  | 条例第14条第14号 |
| 　ア　少なくとも１月に１回、利用者の居宅を訪問し利用者に面接していますか。 | いる・いない |  |
|  | 　イ　少なくとも１月に１回、モニタリングの結果を記録していますか。 | いる・いない |  |
|  | ※　「特段の事情」とは、利用者の事情により、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接することができない場合を主として指すものであり、介護支援専門員に起因する事情は含まれません。 |  | 平11老企22第2-3(8)⑭ |
|  | ※　当該特段の事情がある場合については、その具体的な内容を記録しておくことが必要です。 |  |  |
|  | ※　モニタリングの結果の記録は、５年間保存しなければなりません。 |  | 条例第30条第2項 |
|  | (17)　介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催により、居宅サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めていますか。 | いる・いない | 条例第14条第15号 |
| 　ア　要介護認定を受けている利用者が法第28条第2項に規定する要介護更新認定を受けた場合　イ　要介護認定を受けている利用者が法第29条第1項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合　　　ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めるものとします。 |  |  |
|  | ※　ここでいうやむを得ない理由がある場合とは、開催の日程調整を行ったが、サービス担当者の事由により、サービス担当者会議への参加が得られなかった場合や居宅サービス計画の変更から間もない場合で利用者の状態に大きな変化が見られない場合等です。 |  | 平11老企22第2-3(8)⑮ |
|  | ※　当該サービス担当者会議の要点又は当該担当者への照会内容について記録するとともに、当該記録は、5年間保存しなければなりません。　　また、上記担当者からの意見により、居宅サービス計画の変更の必要がない場合においても、記録の記載及び保存についても同様です。 |  |  |
|  | (18)　介護支援専門員は、(3)から(12)までの規定について、(13)に規定する居宅サービス計画の変更についても、同様に取り扱っていますか。 | いる・いない | 条例第14条第16号 |
|  | ※　介護支援専門員は、居宅サービス計画を変更する際には、原則として、基準第１３条第３号から第１２号までに規定された居宅サービス計画の作成に当たっての一連の業務を行うことが必要です。　　　なお、利用者の希望による軽微な変更（例えば、サービス提供日時の変更等で、介護支援専門員が基準１３条第３号から第１２号までに掲げる一連の業務を行う必要性がないと判断したもの）を行う場合には、この必要はないものとします。 |  | 平11老企22第2-3(8)⑯ |
|  | 　　　ただし、この場合においても、介護支援専門員が、利用者の解決すべき課題の変化に留意することが重要であることは、同条１３号に規定したとおりです。　　　｢軽微な変更｣の考え方については、｢介護保険制度に係る書類・事務手続の見直し｣に関するご意見への対応について｣　(平成22年7月30日老介発0730第1号厚生労働省老健局介護保険計画課長ほか通知)の｢3 ケアプランの軽微な変更の内容について(ケアプラン作成)及び 4 (サービス担当者会議)｣を参照してください。 |  |  |
|  | ＜参考＞平成22年7月30日老介発0730第1号､老高発0730第1号、老振発0730第1号､老老発0730第1号厚労省老健局介護保険計画課長､高齢者支援課長､振興課長､老人保健課長通知(介護保険最新情報Vol.155) |  |  |
|  | (19)　介護支援専門員は、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行っていますか。 | いる・いない | 条例第14条第17号 |
|  | ※　介護保険施設はそれぞれ医療機能等が異なることに鑑み、主治医の意見を参考にする、主治医に意見を求める等をして介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行ってください。 |  | 平11老企22第2-3(8)⑰ |
| (20)　介護支援専門員は、介護保険施設等から退院又は退所しようとする要介護者から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、居宅サービス計画の作成等の援助を行っていますか。 | いる・いない | 条例第14条第18号 |
|  | ※　あらかじめ、居宅での生活における介護上の留意点等の情報を介護保険施設等の従業者から聴取する等の連携を図るとともに、居宅での生活を前提とした課題分析を行った上で居宅サービス計画を作成する等の援助を行うことが重要です。 |  | 平11老企22第2-3(8)⑱ |
|  | （21）　介護支援専門員は、居宅サービス計画に厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町村に届け出ていますか（平成30年10月1日施行）。 | いる・いない | 条例第14条第18の2号 |
|  | ※　訪問介護（指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）別表指定居宅サービス介護給付費単位数表の１訪問介護費の注３に規定する生活援助が中心である指定訪問介護に限る。）の利用回数が統計的に見て通常の居宅サービス計画よりかけ離れている場合には、利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用等の観点から、市町村が確認し、必要に応じて是正を促していくことが適当です。 |  | 平11老企22第2-3(8)⑲ |
|  | 　　　このため、一定回数（厚生労働大臣が定める回数）以上の訪問介護を位置づける場合にその必要性を居宅サービス計画に記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町村に届け出なければならないことを規定するものです。届出にあたっては、当該月において作成又は変更（軽微な変更を除く。）した居宅サービス計画のうち一定回数以上の訪問介護を位置づけたものについて、翌月の末日までに市町村に届け出ることとします。なお、ここで言う当該月において作成又は変更した居宅サービス計画とは、当該月において利用者の同意を得て交付をした居宅サービス計画を言います。また、居宅サービス計画の届出頻度について、一度市町村が検証した居宅サービス計画の次回の届出は、１年後でよいものとします。 |  |  |
|  | 　　　市町村の検証の仕方については、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務の効果的な実施のために、介護支援専門員、保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者、民生委員その他の関係者、関係機関及び関係団体（以下、「関係者等」という。）により構成される会議等の他に、当該市町村の職員やリハビリテーション専門職を派遣する形で行うサービス担当者会議等での検証も可能です。 |  |  |
|  | ※　厚生労働大臣が定める回数については、「厚生労働大臣が定める回数及び訪問介護（平成30年厚生労働省告示第218号）」（介護保険最新情報vol652）を参照してください。 |  |  |
|  | 〔厚生労働大臣が定める回数及び訪問介護〕一　指定基準第13条第18号の2に規定する厚生労働大臣が定める回数　　次のイからホまでに掲げる要介護状態区分に応じて、それぞれ当該イからホまでに定める回数　　　イ　要介護1　　1月につき27回　　　ロ　要介護2　　1月につき34回　　　ハ　要介護3　　1月につき43回　　　ニ　要介護4　　1月につき38回　　　ホ　要介護5　　1月につき31回ニ　指定基準第13条第18号の2に規定する厚生労働大臣が定める訪問介護　　生活援助が中心である訪問介護 |  |  |
|  | (22)　介護支援専門員は、その勤務する指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス等に係る居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費（以下「サービス費」という。）の総額が法第43条第2項に規定する居宅介護サービス費等区分支給限度基準額に占める割合及び訪問介護に係る居宅介護サービス費がサービス費の総額に占める割合が厚生労働大臣が定める基準に該当する場合であって、かつ、市からの求めがあった場合には、当該指定居宅介護支援事業所の居宅サービス計画の利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由等を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市に届け出ていますか。 | いる・いない | 条例第14条第18号の2 |
|  | ※　居宅サービス計画に位置づけられた介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第66条に規定する居宅サービス等区分に係るサービスの合計単位数（以下⑳において「居宅サービス等合計単位数」という。が区分支給限度基準額（単位数）に占める割合や訪問介護に係る合計単位数が居宅サービス等合計単位数に占める割合が厚生労働大臣が定める基準（基準第13条第18号の３の規定により厚生労働大臣が定める基準をいう。）に該当する場合に、利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用等の観点から、市町村が確認し、必要に応じて是正を促していくことが適当である。このため、基準第13条第18号の３は、当該基準に該当する場合にその必要性を居宅サービス計画に記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町村に届け出なければならないことを規定するものである。届出にあたっては、当該月において作成又は変更（⑯における軽微な変更を除く。）した居宅サービス計画に位置づけられたサービスが当該基準に該当する場合には、市町村に届け出ることとする。　　　なお、ここでいう当該月において作成又は変更した居宅サービス計画とは、当該月において利用者の同意を得て交付をした居宅サービス計画をいう。 |  | 平11老企22第2-3(8)⑳ |
|  | 　　　また、居宅サービス計画の届出頻度について、一度市町村が検証した居宅サービスの計画の次回の届出は、１年後でよいものとする。市町村の検証の仕方については、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務の効果的な実施のために、関係者等により構成される会議等の他に、当該市町村の職員やリハビリテーション専門職を派遣する形で行うサービス担当者会議等での検証も可能である。　　　なお、基準第13条第18号の３については、令和３年10月１日より施行されるため、同年10月以降に作成又は変更した居宅サービス計画について届出を行うこと。 |  |  |
|  | (23)　介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めていますか。 | いる・いない | 条例第14条第19号 |
|  | ※　訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、居宅療養管理指導、短期入所療養介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護（訪問看護サービスを利用する場合に限る。）及び看護小規模多機能型居宅介護（訪問看護サービスを利用する場合に限る。）については、主治の医師等がその必要性を認めたものに限られます。　　　そのため、介護支援専門員は、これらの医療サービスを居宅サービス計画に位置付ける場合にあっては主治の医師等の指示があることを確認しなければならないこととなっています。 |  | 平11老企22第2-3(8)㉑ |
|  | （24）　（23）の場合において、介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付していますか。 | いる・いない | 条例第14条第19の2号 |
|  | ※　利用者が医療サービスを希望している場合その他必要な場合には、介護支援専門員は、あらかじめ、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めるとともに、主治の医師等とのより円滑な連携に資するよう、当該意見を踏まえて作成した居宅サービス計画については、意見を求めた主治の医師等に交付しなければならない。　　　なお、交付の方法については、対面のほか、郵送やメール等によることも差し支えない。また、ここで意見を求める「主治の医師等」については、要介護認定の申請のために主治医意見書を記載した医師に限定されないことに留意すること。 |  | 平11老企22第2-3(8)㉒ |
|  | (25)　介護支援専門員は、居宅サービス計画に訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあっては、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限り行うものとしていますか。 | いる・いない | 条例第14条第20号 |
|  | 　　　また、医療サービス以外の居宅サービス等を位置付ける場合にあっては、当該居宅サービス等に係る主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意事項を尊重してこれを行っていますか。 | いる・いない |  |
|  | (26)　介護支援専門員は、居宅サービス計画に短期入所生活介護又は短期入所療養介護を位置付ける場合にあっては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所生活介護及び短期入所療養介護を利用する日数が要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしていますか。 | いる・いない | 条例第14条第21号 |
|  | ※　「要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えない」という目安については、居宅サービス計画の作成過程における個々の利用者の心身の状況やその置かれている環境等の適切な評価に基づき、在宅生活の維持のための必要性に応じて弾力的に運用することが可能であり、要介護認定の有効期間の半数の日数以内であるかについて機械的な適用を求めるものではありません。　　したがって、利用者の心身の状況及び本人、家族等の意向に照らし、この目安を超えて短期入所サービスの利用が特に必要と認められる場合においては、これを上回る日数の短期入所サービスを居宅サービス計画に位置付けることも可能です。 |  | 平11老企22第2-3(8)㉒ |
|  | (27)　介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載していますか。 | いる・いない | 条例第14条第22号 |
|  | 　　　また、介護支援専門員は、必要に応じて随時サービス担当者会議を開催し、継続して福祉用具貸与を受ける必要性について検証をした上で、継続して福祉用具貸与を受ける必要がある場合にはその理由を居宅サービス計画に記載していますか。 | いる・いない |  |
|  | ※　福祉用具貸与については、その特性と利用者の心身の状況等を踏まえて、その必要性を十分に検討せずに選定した場合、利用者の自立支援は大きく阻害されるおそれがあることから、検討の過程を別途記録する必要があります。 |  | 平11老企22第2-3(8)㉓ |
| ※　福祉用具貸与については、以下の項目について留意することとする。　ア　介護支援専門員は、要支援１･２又は要介護１の利用者（軽度者）の居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合には、「厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等」（平成27年厚生労働省告示第94号）第31号のイで定める状態像の者であることを確認するため、当該軽度者の「要介護認定等基準時間の推計の方法」（平成12年厚生省告示第91号）別表第１の調査票について必要な部分（実施日時、調査対象者等の時点の確認及び本人確認ができる部分並びに基本調査の回答で当該軽度者の状態像の確認が必要な部分）の写しを市町村から入手しなければなりません。　　　ただし、当該軽度者がこれらの結果を介護支援専門員へ提示することに、あらかじめ同意していない場合については、当該軽度者の調査票の写しを本人に情報開示させ、それを入手しなければなりません。 |  |  |
|  | 　イ　介護支援専門員は、当該軽度者の調査票の写しを福祉用具貸与事業者へ提示することに同意を得たうえで、市町村より入手した調査票の写しについて、その内容が確認できる文書を福祉用具貸与事業者へ送付しなければなりません。 |  |  |
|  | 　ウ　介護支援専門員は、当該軽度者が「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成12年老企第36号）の第二の９(2)①ウの判断方法による場合については、福祉用具の必要性を判断するため、利用者の状態像が、同ⅰ）からⅲ）までのいずれかに該当する旨について、主治医意見書による方法のほか、医師の診断書又は医師からの所見を聴取する方法により、当該医師の所見及び医師の名前を居宅サービス計画に記載しなければなりません。この場合において、介護支援専門員は、福祉用具貸与事業者より、当該軽度者に係る医師の所見及び医師の名前について確認があったときには、利用者の同意を得て、適切にその内容について情報提供しなければなりません。 |  |  |
|  | (28)　介護支援専門員は、居宅サービス計画に特定福祉用具販売を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に特定福祉用具販売が必要な理由を記載していますか。 | いる・いない | 条例第14条第23号 |
|  | ※　福祉用具販売については、その特性と利用者の心身の状況等を踏まえて、その必要性を十分に検討せずに選定した場合、利用者の自立支援は大きく阻害されるおそれがあることから、検討の過程を別途記録する必要があります。 |  | 平11老企22第2-3(8)㉓ |
|  | (29)　介護支援専門員は、利用者が提示する被保険者証に認定審査会意見又はサービスの種類についての記載がある場合には、利用者にその趣旨を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って居宅サービス計画を作成していますか。 | いる・いない | 条例第14条第24号 |
|  | (30)　介護支援専門員は、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合には、介護予防支援事業者と当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図っていますか。 | いる・いない | 条例第14条第25号 |
|  | (31)　介護予防支援事業者から介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、介護予防支援の業務を受託することによって、居宅介護支援事業者が本来行うべき居宅介護支援の業務の適正な実施に影響を及ぼすことのないよう配慮していますか。 | いる・いない | 条例第14条第26号 |
| (32)　地域ケア会議から、要介護被保険者その他の厚生労働省令で定める被保険者（以下「支援対象被保険者」という。）への適切な支援を図るために必要な検討や支援対象被保険者が地域において自立した日常生活を営むために必要な支援体制に関する検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めていますか。 | いる・いない | 条例第14条第27号 |
|  | ※　地域ケア会議が介護保険法上に位置づけられ、個別ケースの支援内容の検討を通じて、高齢者の自立支援に資するケアマネジメントの支援、実態把握や課題解決のための地域包括支援ネットワークの構築及び個別ケースの課題分析等を行うことによる地域課題の把握を行うことなどを目的としていることから、その趣旨・目的に鑑み、より積極的に協力することが求められています。 |  | 平11老企22第2-3(8)㉗ |
| 14　法定代理受領サービスに係る報告 | ①　毎月、市町村（審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあっては、国民健康保険団体連合会）に対し、居宅サービス計画において位置付けられている居宅サービス等のうち法定代理受領サービスとして位置付けたものに関する情報を記載した文書（給付管理票）を提出していますか。 | いる・いない | 条例第15条第1項 |
|  | ②　居宅サービス計画に位置付けられている基準該当居宅サービスに係る特例居宅介護サービス費の支給に係る事務に必要な情報を記載した文書を、市町村（委託している場合にあっては、国民健康保険団体連合会）に対して提出していますか。 | いる・いない事例なし | 条例第15条第2項 |
| 15利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付 | 　利用者が、他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合その他利用者から申出があった場合には、当該利用者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付していますか。 | いる・いない | 条例第16条 |
| 16利用者に関する市町村への通知 | ①　利用者が正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないこと等により、要介護状態の程度を増進させたと認められるときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知していますか。 | いる・いない事例なし | 条例第17条第1号 |
| ②　利用者が偽りその他不正の行為によって保険給付の支給を受け、又は受けようとしたときには、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知していますか。 | いる・いない事例なし | 条例第17条第2号 |
| 17　管理者の責務 | ①　管理者は、当該事業所の介護支援専門員その他の従業者の管理、居宅介護支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っていますか。 | いる・いない | 条例第18条第1項 |
|  | ②　管理者は、当該事業所の介護支援専門員その他の従業者に「運営に関する基準」を遵守させるため必要な指揮命令を行っていますか。 | いる・いない | 条例第18条第2項 |
| 18　運営規程 | 　事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めていますか。 | いる・いない | 条例第19条 |
| ★ | ※　運営規程には、次の事項を定めるものとします。　ア　事業の目的及び運営の方針　イ　職員の職種、員数及び職務内容　ウ　営業日及び営業時間　エ　居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額　オ　通常の事業の実施地域　カ　個人情報の取扱い　キ　虐待の防止のための措置に関する事項　ク　その他運営に関する重要事項 |  |  |
|  | ※　イの職員については、介護支援専門員とその他の職員に区分し、員数及び職務内容を記載してください。職員の「員数」は日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、規程を定めるに当たっては、人員基準において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「○人以上」と記載することも差し支えない。 |  | 平11老企22第2-3(12)① |
|  | ※　エの居宅介護支援の提供方法及び内容については、利用者の相談を受ける場所、課題分析の手順等を記載してください。 |  | 平11老企22第2-3(12)② |
|  | ※　オの通常の事業の実施地域は、客観的にその区域が特定されるものとしてください。なお、通常の事業の実施地域を越えて居宅介護支援を行うこともできます。 |  | 平11老企22第2-3(12)③ |
|  | ※　キの「虐待の防止のための措置に関する事項」については、虐待の防止に係る、組織内の体制（責任者の選定、従業者への研修方法や研修計画等）や虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合の対応方法等を指す内容を記載してください。※　令和6月3月31日までは努力義務（令和6年4月1日より義務化） |  | 平11老企22第2-3(12)④ |
| 19勤務体制の確保 | ①　利用者に対し適切な居宅介護支援を提供できるよう、事業所ごとに介護支援専門員その他の従業者の勤務の体制を定めていますか。　 | いる・いない | 条例第20条第1項 |
| ★ | ※　原則として月ごとの勤務表を作成し、介護支援専門員については、日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にしてください。 |  | 平11老企22第2-3(13)① |
|  | ※　当該勤務の状況等は、事業所の管理者が管理する必要があり、非常勤の介護支援専門員を含めて当該事業所の業務として一体的に管理されていることが必要です。従って、非常勤の介護支援専門員が兼務する業務の事業所を居宅介護支援の拠点とし独立して利用者ごとの居宅介護支援台帳の保管を行うようなことは認められません。 |  | 平11老企22第2-3(13)① |
|  | ②　事業所ごとに、当該事業所の介護支援専門員に居宅介護支援の業務を担当させていますか。ただし、介護支援専門員の補助の業務についてはこの限りではありません。 | いる・いない | 条例第20条第2項 |
|  | ※　当該事業所の管理者の指揮命令が介護支援専門員に対して及ぶことが要件となりますが、雇用契約に限定されるものではありません。 |  | 平11老企22第2-3(13)② |
|  | ③　介護支援専門員の資質の向上のために研修の機会を確保していますか。 | いる・いない | 条例第20条第3項 |
|  | ※　研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保してください。 |  | 平11老企22第2-3(13)③ |
|  | ④　適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていますか。 | いる・いない | 条例第20条第4項 |
|  | ※　雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第11条第１項及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132 号）第30条の2第１項の規定に基づき、事業主には、職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメント（以下「職場におけるハラスメント」という。）の防止のための雇用管理上の措置を講じることが義務づけられていることを踏まえ、規定したものです。事業主が講ずべき措置の具体的内容及び事業主が講じることが望ましい取組については、次のとおりとします。なお、セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれることに留意すること。 |  | 平11老企22第2-3(13)④ |
|  | 　イ　事業主が講ずべき措置の具体的内容　　　事業主が講ずべき措置の具体的な内容は、事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成18年厚生労働省告示第615号）及び事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（令和２年厚生労働省告示第５号。以下「パワーハラスメント指針」という。）において規定されているとおりであるが、特に留意されたい内容は以下のとおりです。 |  |  |
|  | 　　　ａ　事業者の方針等の明確化及びその周知・啓発　　　　職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。　　　ｂ　相談（苦情を含む。以下同じ。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備 |  |  |
|  | 　　　相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること。　　　なお、パワーハラスメント防止のための事業主の方針の明確化等の措置義務については、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第24号）附則第3条の規定により読み替えられた労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第30条の2第1項の規定により、中小企業（資本金が３億円以下又は常時使用する従業員の数が300人以下の企業）は、令和４年４月１日から義務化となり、それまでの間は努力義務とされているが、適切な勤務体制の確保等の観点から、必要な措置を講じるよう努めてください。 |  |  |
|  | 　ロ　事業主が講じることが望ましい取組について　　　パワーハラスメント指針においては、顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために、事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例として、①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、②被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して１人で対応させない等）及び③被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）が規定されています。介護現場では特に、利用者又はその家族等からのカスタマーハラスメントの防止が求められていることから、イ（事業主が講ずべき措置の具体的内容）の必要な措置を講じるにあたっては、「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」、「（管理職・職員向け）研修のための手引き」等を参考にした取組を行うことが望ましいです。この際、上記マニュアルや手引きについては、以下の厚生労働省ホームページに掲載しているので参考にしてください。　　（https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\_05120.html） |  |  |
|  | 　　　加えて、都道府県において、地域医療介護総合確保基金を活用した介護職員に対する悩み相談窓口設置事業や介護事業所におけるハラスメント対策推進事業を実施している場合、事業者が行う各種研修の費用等について助成等を行っていることから、事業主はこれらの活用も含め、介護事業所におけるハラスメント対策を推進することが望ましいです。 |  |  |
| 20業務継続計画の策定等★ | ①　感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていますか。 | いる・いない | 条例第20条の2第1項 |
|  | ※　指定居宅介護支援事業者は、感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定するとともに、当該業務継続計画に従い、介護支援専門員その他の従業者に対して、必要な研修及び訓練（シミュレーション）を実施しなければならないこととしたものです。利用者がサービス利用を継続する上で、指定居宅介護支援事業者が重要な役割を果たすことを踏まえ、関係機関との連携等に努めることが重要です。なお、業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。また、感染症や災害が発生した場合には、従業者が連携し取り組むことが求められることから、研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業者が参加できるようにすることが望ましいです。 |  | 平11老企22第2-3(14)① |
|  | 　　　なお、業務継続計画の策定等に係る義務付けの適用に当たっては、３年間の経過措置を設けており、令和６年３月31日までの間は、努力義務とされています。 |  |  |
|  | ※　業務継続計画には、以下の項目等を記載すること。なお、各項目の記載内容については、「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照されたい。また、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定すること。なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではありません。 |  | 平11老企22第2-3(14)② |
|  | 　　イ　感染症に係る業務継続計画　　　ａ　平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）　　　ｂ　初動対応　　　ｃ　感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）　　ロ　災害に係る業務継続計画　　　ａ　平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）　　　ｂ　緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）　　　ｃ　他施設及び地域との連携 |  |  |
|  | ②　介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施していますか。 | いる・いない | 条例第20条の2第2項 |
|  | ※　研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとします。 |  | 平11老企22第2-3(14)③ |
|  | 　　　職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的（年１回以上）な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましい。また、研修の実施内容についても記録すること。なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えありません。 |  |  |
|  | ※　訓練（シミュレーション）においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的（年１回以上）に実施するものとする。なお、感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えありません。訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切です。 |  | 平11老企22第2-3(14)④ |
|  | ③　指定居宅介護支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っていますか。 | いる・いない | 条例第20条の2第3項 |
| 21設備及び備品等 | 　事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、居宅介護支援の提供に必要な設備及び備品等を備えていますか。 | いる・いない | 条例第21条 |
| ※　事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室を設けることが望ましいですが、他の事業の用に供するものと明確に区分される場合は、他の事業との同一の事務室であっても差し支えありません。　　なお、同一事業所において他の事業を行う場合に、業務に支障がないときは、それぞれの事業を行うための区画が明確に特定されていれば足りるものとします。 |  | 平11老企22第2-3(15)① |
| ※　専用の事務室又は区画については、相談、サービス担当者会議等に対応するのに適切なスペースを確保することとし、相談のためのスペース等は利用者が直接出入りできるなど利用しやすい構造としてください。 |  | 平11老企22第2-3(15)② |
| ※　居宅介護支援に必要な設備及び備品等を確保してください。　　ただし、他の事業所及び施設等と同一敷地内にある場合であって、居宅介護支援の事業及び当該他の事業所及び施設等の運営に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所及び施設等に備え付けられた設備及び備品を使用することができます。 |  | 平11老企22第2-3(15)③ |
| 22従業者の健康管理 | 　介護支援専門員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っていますか。 | いる・いない | 条例第22条 |
| ※　常時使用する労働者に対し、1年以内ごとに1回（ただし、深夜業労働者等は６ヶ月以内ごとに1回）、定期に健康診断を実施しなければなりません。 |  | 労働安全衛生法第66条 |
|  | ※　手洗所等の従業者共用のタオルは、感染源のとして感染拡大の恐れがありますので、使用しないでください。 |  |  |
| 23感染症の予防及びまん延の防止のための措置★ | 　指定居宅介護支援事業所において、感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じていますか。 |  | 条例第22条の2 |
| ①　指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。 | いる・いない | 条例第22条の2第1号 |
|  | ※　感染症が発生し、又はまん延しないように講ずるべき措置については、具体的には次のイからハまでの取扱いとすること。各事項について、同項に基づき事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。なお、感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る義務付けの適用に当たっては、３年間の経過措置を設けており、令和6年3月31までの間は、努力義務とされている。 |  | 平11老企22第2-3(16)イ |
|  | 　イ　感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会当該事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（以下「感染対策委員会」という。）であり、感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましく、特に、感染症対策の知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましい。構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、専任の感染対策を担当する者（以下「感染対策担当者」という。）を決めておくことが必要です。感染対策委員会は、利用者の状況など事業所の状況に応じ、おおむね6月に1回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要があります。 |  |  |
|  | 　　　感染対策委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 |  |  |
|  | 　　　なお、感染対策委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えありません。また、事業所に実施が求められるものですが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。 |  |  |
|  | 　　　感染対策委員会は、居宅介護支援事業所の従業者が１名である場合は、ロの指針を整備することで、委員会を開催しないことも差し支えありません。この場合にあっては、指針の整備について、外部の感染管理等の専門家等と積極的に連携することが望ましい。 |  |  |
|  | ②　当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 | いる・いない | 条例第22条の2第2号 |
|  | ※　当該事業所における「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」には、平常時の対策及び発生時の対応を規定します。　　　平常時の対策としては、事業所内の衛生管理（環境の整備等）、ケアにかかる感染対策（手洗い、標準的な予防策）等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、行政等への報告等が想定される。また、発生時における事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要です。　　　なお、それぞれの項目の記載内容の例については、「介護現場における感染対策の手引き」を参照されたい。 |  | 平11老企22第2-3(16)ロ |
|  | ③　当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。 | いる・いない | 条例第22条の2第3号 |
|  | ※　介護支援専門員等に対する「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うものとします。　　　職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該事業所が定期的な教育（年１回以上）を開催するとともに、新規採用時には感染対策研修を実施することが望ましい。また、研修の実施内容についても記録することが必要です。　　　なお、研修の実施は、厚生労働省「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」等を活用するなど、事業所内で行うものでも差し支えなく、当該事業所の実態に応じ行うこと。 |  | 平11老企22第2-3(16)ハ |
|  | 　　　また、平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練（シミュレーション）を定期的（年１回以上）に行うことが必要である。訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習等を実施するものとします。　　　訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切です。 |  |  |
| 24　掲示 | 　事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサ－ビスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していますか。 | いる・いない | 条例第23条第1項 |
|  | ※　居宅介護支援の提供開始時に運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を利用申込者及びその家族に対して説明を行った上で同意を得ることとしていることに加え、指定居宅介護支援事業所への当該重要事項の掲示を義務づけることにより、サービス提供が開始された後、継続的にサービスが行われている段階においても利用者の保護を図る趣旨であるが、次に掲げる点に留意する必要があります。 |  | 平11老企22第2-3(17)① |
|  | 　イ　事業所の見やすい場所とは、重要事項を伝えるべき介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族に対して見やすい場所のことであること。　ロ　介護支援専門員の勤務の体制については、職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であり、介護支援専門員の氏名まで掲示することを求めるものではないこと。 |  |  |
|  | ※　①に規定する事項を記載した書面（重要事項を記載したファイル等）を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、①の規定による掲示に代えることができます。 |  | 条例第23条第2項平11老企22第2-3(17)② |
| 25秘密保持★ | ①　介護支援専門員その他の従業者は、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていませんか。 | いる・いない | 条例第24条第１項 |
|  | ※　秘密を保持すべき旨を就業規則に規定したり、誓約書等をとるなどの措置を講じてください。 |  |
|  | ②　介護支援専門員その他の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じていますか。 | いる・いない | 条例第24条第2項 |
|  | ※　従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用時に取り決め、例えば違約金についての定めを置くなどの措置を講じてください。 |  | 平11老企22第2-3(18)② |
|  | ③　サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ていますか。 | いる・いない | 条例第24条第3項 |
|  | ※　この同意は、居宅介護支援開始時に利用者及びその家族の代表から包括的に同意を得ることで足りるものです。 |  | 平11老企22第2-3(18)③ |
| 26　広告★ | 　居宅介護支援事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていませんか。 | いない・いる | 条例第25条 |
| 27　居宅サービス事業者等からの利益収受の禁止等 | ①　事業者及び管理者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、当該事業所の介護支援専門員に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示をしていませんか。 | いない・いる | 条例第26条第１項 |
| ※　事業者又は管理者が、同一法人系列の居宅サービス事業者のみを位置づけるように指示すること等により、解決すべき課題に反するばかりでなく、事実上他の居宅サービス事業者の利用を妨げることを指すものです。　　　また、介護支援専門員は、居宅介護支援費の加算を得るために、解決すべき課題に則さない居宅サービスを居宅サービス計画に位置づけることがあってはなりません。 |  | 平11老企22第2-3(19)① |
|  | ②　介護支援専門員は、居宅サ－ビス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サ－ビス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行っていませんか。 | いない・いる | 条例第26条第2項 |
|  | ③　居宅介護支援事業者及びその従業者は、居宅サ－ビス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サ－ビス事業者等によるサ－ビスを利用させることの対償として、当該居宅サ－ビス事業者等から金品その他の財産上の利益を収受していませんか。 | いない・いる | 条例第26条第3項 |
| 28苦情処理★ | ①　自ら提供した居宅介護支援又は自らが居宅サ－ビス計画に位置付けた居宅サ－ビス等に対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応していますか。 | いる・いない | 条例第27条第1項 |
|  | ※　居宅介護支援等についての苦情の場合には、利用者又はその家族、居宅サービス事業者等から事情を聞き、苦情に係る問題点を把握の上、対応策を検討し必要に応じて利用者に説明しなければなりません。 |  | 平11老企22第2-3(20)① |
|  | ※　当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、相談窓口の連絡先、苦情処理の体制及び手順等をサービスの内容を説明する文書に記載するとともに、事業所にも掲示しなければなりません。 |  | 平11老企22第2-3(20)④ |
|  | ②　①の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録していますか。 | いる・いない | 条例第27条第2項 |
|  | ※　苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行ってください。 |  | 平11老企22第2-3(20)② |
|  | ※　記録の整備については、台帳等を作成し記録するとともに、利用者個票等に個別の情報として記録することが望ましいです。 |  |  |
|  | ※　苦情の内容等の記録は、２年間保存しなければなりません。 |  |  |
|  | ③　市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。 | いる・いない事例なし | 条例第27条第3項 |
|  | ④　市町村からの求めがあった場合には、③の改善の内容を市町村に報告していますか。 | いる・いない事例なし | 条例第27条第4項 |
|  | ⑤　自ら居宅サ－ビス計画に位置付けた居宅サ－ビス又は地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行っていますか。 | いる・いない事例なし | 条例第27条第5項 |
|  | ⑥　利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。 | いる・いない事例なし | 条例第27条第6項 |
|  | ⑦　国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、⑥の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告していますか。 | いる・いない事例なし | 条例第27条第7項 |
| 29事故発生時の対応 | ①　利用者に対する居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。 | いる・いない事例なし | 条例第28条第1項 |
| ★ | ※　事故が発生した場合の対応方法をあらかじめ定めておくことが望ましいです。 |  | 平11老企22第2-3(21)① |
|  | ②　①の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録していますか。 | いる・いない事例なし | 条例第28条第2項 |
|  | ※　記録の整備については、台帳等を作成し記録するとともに、利用者個票等に個別の情報として記録することが望ましいです。 |  |  |
|  | ※　事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じてください。 |  | 平11老企22第2-3(21)③ |
|  | ※　事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録は、２年間保存しなければなりません。 |  | 平11老企22第2-3(21) |
|  | ③　利用者に対する居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行っていますか。 | いる・いない事例なし | 条例第28条第3項 |
| ※　賠償すべき事態となった場合には、速やかに賠償しなければなりません。そのため、事業者は損害賠償保険に加入しておくか若しくは賠償資力を有することが望ましいです。 |  | 平11老企22第2-3(21)② |
| 30虐待の防止★ | 　虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じていますか。 |  | 条例第28条の2 |
| ①　指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。)を定期的に開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。 | いる・いない | 条例第28条の2第1号 |
|  | ※　虐待は、介護保険法の目的の一つである高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、指定居宅介護支援事業者は虐待の防止のために必要な措置を講じなければならない。虐待を未然に防止するための対策及び発生した場合の対応等については、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成17年法律第124号。以下「高齢者虐待防止法」という。）に規定されているところであり、その実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、次に掲げる観点から指定居宅介護支援事業所における虐待の防止に関する措置を講じるものとします。 |  | 平11老企22第2-3(22) |
|  | 　〇虐待の未然防止　　　指定居宅介護支援事業者は高齢者の尊厳保持・人格尊重に対する配慮を常に心がけながらサービス提供にあたる必要があり、基本方針に位置付けられているとおり、研修等を通じて、従業者にそれらに関する理解を促す必要がある。同様に、従業者が高齢者虐待防止法等に規定する養介護事業の従業者としての責務・適切な対応等を正しく理解していることも重要です。 |  |  |
|  | 　〇虐待等の早期発見　　　指定居宅介護支援事業所の従業者は、虐待等又はセルフ・ネグレクト等の虐待に準ずる事案を発見しやすい立場にあることから、これらを早期に発見できるよう、必要な措置（虐待等に対する相談体制、市町村の通報窓口の周知等）がとられていることが望ましい。また、利用者及びその家族からの虐待等に係る相談、利用者から市町村への虐待の届出について、適切な対応をすること。 |  |  |
|  | 　〇虐待等への迅速かつ適切な対応　　　虐待が発生した場合には、速やかに市町村の窓口に通報される必要があり、指定居宅介護支援事業者は当該通報の手続が迅速かつ適切に行われ、市町村等が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めることとします。 |  |  |
|  | 　　　以上の観点を踏まえ、虐待等の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するために次に掲げる事項を実施するものとする。　　　なお、当該義務付けの適用に当たっては、3年間の経過措置を設けており、令和６年３月31日までの間は、努力義務とされています。 |  |  |
|  | ※　「虐待の防止のための対策を検討する委員会」（以下「虐待防止検討委員会」という。）は、虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する委員会であり、管理者を含む幅広い職種で構成します。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、定期的に開催することが必要です。また、事業所外の虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。 |  | 平11老企22第2-3(22)① |
|  | 　　　一方、虐待等の事案については、虐待等に係る諸般の事情が、複雑かつ機微なものであることが想定されるため、その性質上、一概に従業者に共有されるべき情報であるとは限られず、個別の状況に応じて慎重に対応することが重要です。 |  |  |
|  | 　　　なお、虐待防止検討委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えありません。また、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携により行うことも差し支えありません。　　　また、虐待防止検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 |  |  |
|  | ※　虐待防止検討委員会は、具体的には、次のような事項について検討することとします。その際、そこで得た結果（事業所における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等）は、従業者に周知徹底を図る必要があります。　イ　虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること　ロ　虐待の防止のための指針の整備に関すること　ハ　虐待の防止のための職員研修の内容に関すること　ニ　虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること　ホ　従業者が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること　ヘ　虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること　ト　前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること |  |  |
|  | ②　指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。 | いる・いない | 条例第28条の2第2号 |
|  | ※　指定居宅介護支援事業者が整備する「虐待の防止のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととします。　イ　事業所における虐待の防止に関する基本的考え方　ロ　虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項　ハ　虐待の防止のための職員研修に関する基本方針　ニ　虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針　ホ　虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項　へ　成年後見制度の利用支援に関する事項　ト　虐待等に係る苦情解決方法に関する事項　チ　利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項　リ　その他虐待の防止の推進のために必要な事項 |  | 平11老企22第2-3(22)② |
|  | ③　指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。 | いる・いない | 条例第28条の2第3号 |
|  | ※　従業者に対する虐待の防止のための研修の内容としては、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、当該指定居宅介護支援事業所における指針に基づき、虐待の防止の徹底を行うものとします。　　　職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該指定居宅介護支援事業者が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修（年１回以上）を実施するとともに、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施することが重要です。　　　また、研修の実施内容についても記録することが必要です。研修の実施は、事業所内での研修で差し支えありません。 |  | 平11老企22第2-3(22)③ |
|  | ④　①～③に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 | いる・いない | 条例第28条の2第4号 |
|  | ※　指定居宅介護支援事業所における虐待を防止するための体制として、①から③までに掲げる措置を適切に実施するため、専任の担当者を置くことが必要です。当該担当者としては、虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましい。 |  | 平11老企22第2-3(22)④ |
| 31会計の区分 | 　事業所ごとに経理を区分するとともに、居宅介護支援の事業の会計とその他の事業の会計を区分していますか。 | いる・いない | 条例第29条 |
|  | ※　具体的な会計処理の方法等については、次の通知に基づき適切に行ってください。　ア　「指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて」　　　（平成12年3月10日老計第8号）　イ　「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」　　　（平成13年3月28日老振発第18号）　ウ　介護保険・高齢者保健福祉事業に係る社会福祉法人会計基準の取扱いについて（平成24年3月29日老高発第0329第1号） |  | 平11老企22第2-3(23) |
| 32記録の整備 | ①　従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。 | いる・いない | 条例第30条第1項 |
|  | ②　次のア～オに掲げる記録等を整備し、その完結の日から2年間保存していますか。（イに掲げる記録にあっては、5年間）保存していますか。 | いる・いない | 条例第30条第2項 |
|  | ア　条例第14条第13号に規定する指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録イ　個々の利用者ごとに次の事項を記載した居宅介護支援台帳　(ｱ)　居宅サービス計画　(ｲ)　条例第14条第7号に規定するアセスメントの結果の記録　　(ｳ)　条例第14条第9号に規定するサービス担当者会議等の記録の記録　(ｴ)　条例第14条第14号に規定するモニタリングの結果の記録ウ　条例第17条に規定する市町村への通知に係る記録エ　条例第27条第2項に規定する苦情の内容等の記録オ　条例第28条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 |  |  |
|  | ※　「その完結の日」とは、個々の利用者につき、契約終了（契約の解約・解除、他の施設への入所、利用者の死亡、利用者の自立等）により一連のサービス提供が終了した日を指すものとします。 |  | 平11老企22第2-3(24) |
| 33電磁的記録等 | ①　指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、基準条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(基準第8条「受給資格等の確認」前条において準用する場合を含む。)及び第14条第24号「指定居宅介護支援の具体的取扱方針」(前条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行っていますか。 | いる・いない該当なし | 条例第32条第1項 |
|  | ※　指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者（以下「事業者等」という。）の書面の保存等に係る負担の軽減を図るため、事業者等は、この省令で規定する書面（被保険者証に関するものを除く。）の作成、保存等を次に掲げる電磁的記録により行うことができることとしたものです。 |  | 平11老企22第2-5(1) |
|  | 　(1)　電磁的記録による作成は、事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法または磁気ディスク等をもって調製する方法によること。 |  |  |
|  | 　(2)　電磁的記録による保存は、以下のいずれかの方法によること。　　ア　作成された電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法　　イ　書面に記載されている事項をスキャナ等により読み取ってできた電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法 |  |  |
|  | 　(3)　その他、電磁的記録により行うことができるとされているものは、(1)及び(2)に準じた方法によること。　(4)　また、電磁的記録により行う場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 |  |  |
|  | ②　指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)により行っていますか。 | いる・いない該当なし | 条例第32条第2項 |
|  | ※　利用者及びその家族等（以下「利用者等」という。）の利便性向上並びに事業者等の業務負担軽減等の観点から、事業者等は、書面で行うことが規定されている又は想定される交付等（交付、説明、同意、承諾、締結その他これに類するものをいう。）について、事前に利用者等の承諾を得た上で、次に掲げる電磁的方法によることができることとしたものです。　(1)　電磁的方法による交付は、項目「内容及び手続きの説明及び同意」の規定に準じた方法によること。　(2)電磁的方法による同意は、例えば電子メールにより利用者等が同意の意思表示をした場合等が考えられること。なお、「押印についてのＱ＆Ａ（令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にすること。 |  | 平11老企22第2-5(2) |
|  | 　(3)　電磁的方法による締結は、利用者等・事業者等の間の契約関係を明確にする観点から、書面における署名又は記名・押印に代えて、電子署名を活用することが望ましいこと。なお、「押印についてのＱ＆Ａ（令和２年６月19日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にすること。　(4)　その他、電磁的方法によることができるとされているものは、(1)から(3)までに準じた方法によること。ただし、基準又はこの通知の規定により電磁的方法の定めがあるものについては、当該定めに従うこと。　(5)　また、電磁的方法による場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 |  |  |
| 第４　業務管理体制の整備 |
| 34法令遵守等の業務管理体制の整備 | 　業務管理体制を適切に整備し、関係行政機関に届け出ていますか。 届出年月日：[　　 年 月 　 日]届出先　　　〔　　　　　　　　　　　　　　　　〕法令遵守責任者　　　[職名 　　　　　　　 ]　　　[氏名 　　　 　　　　 ] | いる・いない | 法第115条の32第1項、2項 |
|  | ※事業者が整備等する業務管理体制の内容◎事業所の数が20未満・　整備届出事項：法令遵守責任者・　届出書の記載すべき事項：名称又は氏名、主たる事務所の所在地、代表者氏名等、法令遵守責任者氏名等◎事業所の数が20以上100未満・　整備届出事項：法令遵守責任者、法令遵守規程・　届出書の記載すべき事項：名称又は氏名、主たる事務所の所在地、代表者氏名等、法令遵守責任者氏名等、法令遵守規程の概要◎事業所の数が100以上・　整備届出事項：法令遵守責任者、法令遵守規程、業務執行監査の定期的実施・　届出書の記載すべき事項：名称又は氏名、主たる事務所の所在地、代表者氏名等、法令遵守責任者氏名等、法令遵守規程の概要 、業務執行監査の方法の概要 |  | 施行規則第140条の39 |
| 第５　介護給付費の算定及び取扱い |
| 35居宅介護支援費 | ①　利用者に対して居宅介護支援を行い、かつ、月の末日において市町村又は国民健康保険団体連合会に対し、給付管理票を提出している居宅介護支援事業者について、次の各区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定していますか。 | いる・いない | 法第46条第2項 |
|  | ②【居宅介護支援費Ⅰ】 |  |  |
|  | (1)　④に示す算定方法により算定した取扱件数が４０未満の場合又は４０以上の場合の４０未満の部分については、居宅介護支援(ⅰ)を利用者の要介護状態区分に応じて算定していますか。 | いる・いない | 平12厚告20別表イ-注1イ |
|  | ○居宅介護支援費(ⅰ)　　a　要介護１又は要介護２　　　　　　　 　１，０７６単位　　b　要介護３、要介護４又は要介護５　　　１，３９８単位 |  |  |
|  | (2)　取扱件数が４０以上である場合は、利用者の要介護状態区分に応じて、居宅介護支援費（ⅱ）を４０以上６０未満の部分について算定していますか。 | いる・いない該当なし | 平12厚告20別表イ-注1ロ |
|  | ○居宅介護支援費(ⅱ)　　a　要介護１又は要介護２　　　　　　 　　　５３９単位　　b　要介護３、要介護４又は要介護５　　　　６９８単位 |  |  |
|  | (3)　取扱件数が４０以上である場合は、利用者の要介護状態区分に応じて、居宅介護支援費（ⅲ）を６０以上の部分について算定していますか。 | いる・いない該当なし | 平12厚告20別表イ-注1ハ |
|  | ○居宅介護支援費(ⅲ)　　a　要介護１又は要介護２　　　　　　　 　　３２３単位　　b　要介護３、要介護４又は要介護５　　　　４１８単位 |  |  |
|  | ③【居宅介護支援費Ⅱ】 |  |  |
|  | (1)　④に示す算定方法により算定した取扱件数が４５未満の場合又は４５以上の場合の４５未満の部分については、居宅介護支援(ⅰ)を利用者の要介護状態区分に応じて算定していますか。 | いる・いない |  |
| ○居宅介護支援費(ⅰ)　　a　要介護１又は要介護２　　　　　　　 　１，０７６単位　　b　要介護３、要介護４又は要介護５　　　１，３９８単位 |
|  | (2)　取扱件数が４５以上である場合は、利用者の要介護状態区分に応じて、居宅介護支援費（ⅱ）を４５以上６０未満の部分について算定していますか。 | いる・いない該当なし |  |
| ○居宅介護支援費(ⅱ)　　a　要介護１又は要介護２　　　　　　 　　　５２２単位　　b　要介護３、要介護４又は要介護５　　　　６７７単位 |
|  | (3)　取扱件数が４５以上である場合は、利用者の要介護状態区分に応じて、居宅介護支援費（ⅲ）を６０以上の部分について算定していますか。 | いる・いない該当なし |  |
| ○居宅介護支援費(ⅲ)　　a　要介護１又は要介護２　　　　　　　 　　３１３単位　　b　要介護３、要介護４又は要介護５　　　　４０６単位 |
|  | ④　基本単位の居宅介護支援費(ⅰ)、居宅介護支援費(ⅱ)、居宅介護支援費(ⅲ)を区分するための取扱件数の算定は、下記に従って適切に算定していますか。 | いる・いない該当なし |  |
|  | ※　基本単位の居宅介護支援費(ⅰ)、居宅介護支援費(ⅱ)、居宅介護支援費(ⅲ)を区分するための取扱件数の算定方法は、事業所全体の利用者(月末に給付管理を行っている者をいう。）の総数に介護予防支援事業者から委託を受けた介護予防支援に係る利用者（120号告示に規定する厚生労働大臣が定める基準に該当する地域に住所を有する利用者を除く。）の数に２分の１を乗じた数を加えた数を当該事業所の常勤換算方法により算定した介護支援専門員の員数で除して得た数により該当する区分を適用します。 |  | 留意事項第3の7(1) |
|  | 要介護者の数＋要支援者の数×1/2介護支援専門員の数（常勤換算方法により算定）＝取扱件数 |  |  |
|  | ※　事務職員については、当該事業所の介護支援専門員が行う指定居宅介護支援等基準第13 条に掲げる一連の業務等の負担軽減や効率化に資する職員とするが、その勤務形態は常勤の者でなくても差し支えない。なお、当該事業所内の配置に限らず、同一法人内の配置でも認められるが、常勤換算で介護支援専門員１人あたり、１月24時間以上の勤務を必要とする。 |  | 留意事項第3の7(3) |
|  | ※　居宅介護支援費（ⅰ）、（ⅱ）又は（ⅲ）の利用者ごとの割り当てに当たっては、利用者の契約日が古いものから順に、１件目から３９件目(常勤換算方法で１を超える数の介護支援専門員がいる場合にあっては、４０にその数を乗じた数から１を減じた件数まで)については居宅介護支援費（ⅰ）を算定し、４０件目（常勤換算方法で１を超える数の介護支援専門員がいる場合にあっては、４０にその数を乗じた件数）以降については、取扱件数に応じ、それぞれ居宅介護支援費（ⅱ）又は（ⅲ）を算定してください。　　ただし、居宅介護支援費(Ⅱ)を算定する場合は、「３９件目」を「４４件目」と、「４０」を「４５」と読み替える。 |  | 留意事項第3の7(4) |
|  | ※　居宅介護支援費(Ⅱ)については、情報通信機器(人工知能関連技術を活用したものを含む。)の活用又は事務職員の配置を行っている指定居宅介護支援事業者が、利用者に対して指定居宅介護支援を行い、かつ、月の末日において基準第１４条第１項の規定により、同項に規定する文書を提出している場合について、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定することができる。ただし、別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定居宅介護支援事業所は、次のイからハまでにかかわらず、居宅介護支援費(Ⅱ)の居宅介護支援費(ⅰ)を使用する。 |  | 平12厚告20別表イ-注2 |
|  | イ　居宅介護支援費(ⅰ)　取扱件数が４５件未満である場合又は４５以上である場合において、４５未満の部分について算定する。 |  |  |
|  | ロ　居宅介護支援費(ⅱ)　取扱件数が４５以上である場合において、４５以上６０未満の部分について算定する。 |  |  |
|  | ハ　居宅介護支援費(ⅲ)　取扱件数が４５以上である場合において、６０以上の部分について算定する。 |  |  |
|  | ※　情報通信機器（人工知能関連技術を含む）については、当該事業所の介護支援専門員が行う基準条例第13条に掲げる一連の業務等の負担軽減や効率化に資するものとするが、具体的には、例えば、・ 当該事業所内外や利用者の情報を共有できるチャット機能のアプリケーションを備えたスマートフォン・ 訪問記録を随時記載できる機能（音声入力も可）のソフトウエアを組み込んだタブレット等とする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 |  | 留意事項第3の7(2) |
| 36基本的事項 | ①　費用の額は、平成27年厚生労働省告示第93号の「厚生労働大臣が定める１単位の単価」に、それぞれの所定単位数を乗じて算定されていますか。 | いる・いない | 平27厚労告第93号 |
|  | ②　①により費用の額を算定した場合において、その額に１円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算していますか。 | いる・いない | 平12厚告20第3号 |
|  | ※　月の途中で、利用者が死亡し、又は施設に入所した場合には、死亡、入所等の時点で居宅介護支援を行っており、かつ、給付管理票を市町村（審査支払を国保連合会に委託している場合は、国保連合会）に届け出ている事業者が、居宅介護支援費を算定します。 |  | 留意事項第3の1 |
|  | ※　月の途中で、事業者の変更がある場合には、利用者に対して月末時点で居宅介護支援を行い給付管理票を国保連合会に提出する事業者について居宅介護支援費を算定する趣旨であるため、変更後の事業者についてのみ居宅介護支援費を算定します。（ただし、月の途中で他の市町村に転出する場合を除く。） |  | 留意事項第3の2 |
|  | ※　月の途中で、要介護度に変更があった場合には、要介護１又は要介護２と、要介護３から要介護５までは居宅介護サービス計画費の単位数が異なることから、要介護度が要介護１又は要介護２から、要介護３から要介護５までに変更となった場合の取扱いは、月末における要介護度区分に応じた報酬を請求します。 |  | 留意事項第3の3 |
|  | ※　月の途中で、利用者が他の市町村に転出する場合には、転出の前後のそれぞれの支給限度額は、それぞれの市町村で別々に管理することになることから、転入日の前日までの給付管理票と転入日以降の給付管理票も別々に作成することとなります。　　この場合、それぞれの給付管理票を同一の居宅介護支援事業者が作成した場合であっても、それぞれについて居宅介護支援費が算定されるものとします。 |  | 留意事項第3の4 |
|  | ※　サービス利用票の作成が行われなかった月及びサービス利用票を作成した月においても利用実績のない月については、給付管理票を作成できないため、居宅介護支援費は請求できません。ただし、病院若しくは診療所又は地域密着型介護老人福祉施設若しくは介護保険施設（以下「病院等」という。）から退院又は退所する者等であって、医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した利用者については、当該利用者に対してモニタリング等の必要なケアマネジメントを行い、給付管理票の作成など、請求にあたって必要な書類の整備を行っている場合は請求することができる。なお、その際は居宅介護支援費を算定した旨を適切に説明できるよう、個々のケアプラン等において記録を残しつつ、居宅介護支援事業所において、それらの書類等を管理しておくこと。 |  | 留意事項第3の5 |
| 37運営基準減算 | ①　別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合には、運営基準減算として、所定単位数の１００分の５０に相当する単位数を算定していますか。（ただし、平成２４年３月以前は、１００分の７０） | いる・いない該当なし | 平12厚告20別表イ-注3 |
|  | ②　運営基準減算が２月以上継続している場合に、所定単位数を算定していませんか。（ただし、平成２４年３月以前は、１００分の５０） | いる・いない該当なし | 平12厚告20別表イ-注3 |
|  | 〔別に厚生労働大臣が定める基準〕以下の①から⑦に定める規定に適合していないこと。　①基準第4条第2項（複数サービスの紹介・事業者選定理由の説明）　②基準第13条第7号(アセスメントに当たり居宅訪問による面接） 　③基準第13条第9号（計画原案に係るサービス担当者会議の開催）　④基準第13条第10号（居宅サービス計画原案の説明と同意）　⑤基準第13条第11号（居宅サービス計画を利用者･担当者へ交付） 　⑥基準第13条第14号（少なくとも１月１回の居宅訪問･面接及びモニタリング記録）　⑦基準第13条第15号（更新認定時等のサービス担当者会議開催） 　⑧基準第13条第16号（計画変更時の準用） |  | 大臣基準告示第82号 |
|  | ※　運営基準減算の対象となる規定の遵守について市長から指導があり、当該指導に従わない場合には、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検討するものです。 |  | 留意事項第3の6 |
|  | 〔居宅介護支援の業務が適切に行われない場合〕(1)　指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ利用者に対して、　①　利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること。 |  | 留意事項第3の6（1） |
|  | 　②　利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができること。　③　前６月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下⑴において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前６月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合について文書を交付して説明を行っていない場合には、契約月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算します。 |  |  |
|  | (2)　居宅サービス計画の新規作成及びその変更に当たっては、次の場合に減算されるものです。　①　事業所の介護支援専門員が、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接していない場合には、当該居宅サービス計画に係る月（以下「当該月」という。）から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算します。 |  | 留意事項第3の6（2） |
|  | 　②　事業所の介護支援専門員が、サービス担当者会議の開催等を行っていない場合（やむを得ない事情がある場合を除く。以下同じ。）には、当該月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算します。 |  |  |
|  | 　③　事業所の介護支援専門員が、居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付していない場合には、当該月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算します。 |  |  |
|  | (3)　次に掲げる場合においては、事業所の介護支援専門員が、サービス担当者会議等を行っていないときには、当該月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算します。　①　居宅サービス計画を新規に作成した場合　②　要介護認定を受けている利用者が要介護更新認定を受けた場合　③　要介護認定を受けている利用者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合 |  | 留意事項第3の6（3） |
|  | (4)　居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画の実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、次の場合に減算します。　①　事業所の介護支援専門員が１月に利用者の居宅を訪問し、利用者に面接していない場合には、特段の事情のない限り、その月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算します。　②　事業所の介護支援専門員がモニタリングの結果を記録していない状態が１月以上継続する場合には、特段の事情のない限り、その月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算します。 |  | 留意事項第3の6（4） |
| 38中山間地域等居住者加算 | 　居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて居宅介護支援を行った場合は、所定単位数の１００分の５に相当する単位数を所定単位数に加算していますか。 | いる・いない該当なし | 平12厚告20別表イ-注6 |
| 39特定事業所集中減算 | ①　下記の基準に該当する場合には、特定事業所集中減算として、１月につき２００単位を所定単位数から減算していますか。 | いる・いない該当なし | 平12厚告20別表イ-注7 |
| 〔厚生労働大臣が定める基準〕　正当な理由なく、事業所において前６月間に作成した居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護、通所介護、福祉用具貸与又は地域密着型通所介護（以下「訪問介護サービス等」という。）の提供総数のうち、同一の訪問介護サービス等に係る事業者によって提供されたものの占める割合が１００分の８０を超えていること。 |  | 大臣基準告示第83号 |
|  | ②　特定事業所集中減算の取扱いについて、下記に従って、その取扱いを適切に行っていますか。 | いる・いない該当なし |  |
|  | 〔特定事業所集中減算の取扱いについて〕 |  | 留意事項第3の10(1) |
| (1)　判定期間と減算適用期間　　居宅介護支援事業所は、毎年度２回、次の判定期間における当該事業所において作成された居宅サービス計画を対象とし、減算の要件に該当した場合は、次に掲げるところに従い、当該事業所が実施する減算適用期間の居宅介護支援のすべてについて減算を適用します｡  |
|  | 　①　判定期間が前期（３月１日から８月末日）の場合は、減算適用期間を１０月１日から３月３１日までとします。　②　判定期間が後期（９月１日から２月末日）の場合は、減算適用期間を４月１日から９月３０日までとします。 |  |  |
|  | (2)　判定方法　　各事業所ごとに、当該事業所において判定期間に作成された居宅サービス計画のうち、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与又は地域密着型通所介護（以下「訪問介護サービス等」という。）が位置付けられた居宅サービス計画の数をそれぞれ算出し、訪問介護サービス等それぞれについて、最もその紹介件数の多い法人（以下「紹介率最高法人」という。）を位置付けた居宅サービス計画の数の占める割合を計算し、訪問介護サービス等のいずれかについて８０％を超えた場合に減算します。 |  | 留意事項第3の10(2) |
|  | （具体的な計算式）　　事業所ごとに、それぞれのサービスにつき、次の計算式により計算し、いずれかのサービスの値が８０％を超えた場合に減算します。　　当該サービスに係る紹介率最高法人の居宅サービス計画数　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　÷当該サービスを位置付けた計画数 |  |  |
|  | (3)　算定手続　　判定期間が前期の場合については９月１５日までに、判定期間が後期の場合については３月１５日までに、すべての居宅介護支援事業者は、次に掲げる事項を記載した書類を作成し、算定の結果８０％を超えた場合については当該書類を市長に提出しなければなりません。なお、８０％を超えなかった場合についても、当該書類は、各事業所において２年間保存しなければなりません。 |  | 留意事項第3の10(3) |
|  | ①　判定期間における居宅サービス計画の総数②　訪問介護サービス等のそれぞれが位置付けられた居宅サービス計画数③　訪問介護サービス等のそれぞれの紹介率最高法人が位置付けられた居宅サービス計画数並びに紹介率最高法人の名称、住所、事業所及び代表者名④　(2)の算定方法で計算した割合⑤　(2)の算定方法で計算した割合が８０％を超えている場合であって正当な理由がある場合においては、その正当な理由 |  |  |
|  | (4)　正当な理由の範囲　　(3)で判定した割合が８０％以上あった場合には、８０％を超えるに至ったことについて正当な理由がある場合においては、当該理由を市長に提出してください。　　なお、市長が当該理由を不適当と判断した場合は特定事業所集中減算を適用するものとして取り扱います。　　正当な理由として考えられる理由を例示すれば次のようなものですが、実際の判断に当たっては、地域的な事情等も含め諸般の事情を総合的に勘案し正当な理由に該当するかどうかを市長において適正に判断します。 |  | 留意事項第3の10(4) |
|  | 　①　居宅介護支援事業者の通常の事業の実施地域に訪問介護サービス等が各サービスごとでみた場合に５事業所未満である場合などサービス事業所が少数である場合（例）　訪問介護事業所として４事業所、通所介護事業所として１０事業所が所在する地域の場合は、訪問介護について紹介率最高法人を位置づけた割合が80％を超えても減算は適用されませんが、通所介護について80％を超えた場合には減算が適用されます。（例）　訪問介護事業所として４事業所、通所介護事業所として４事業所が所在する地域の場合は、訪問介護及び通所介護それぞれについて紹介率最高法人を位置づけた割合が80％を超えた場合でも減算は適用されない。 |  |  |
|  | 　②　特別地域居宅介護支援加算を受けている事業者である場合（越谷市内の事業所は対象外） |  |  |
|  | 　③　判定期間の１月当たりの平均居宅サービス計画件数が２０件以下であるなど事業所が小規模である場合 |  |  |
|  | 　④　判定期間の１月当たりの居宅サービス計画のうち、それぞれのサービスが位置付けられた計画件数が１月当たり平均１０件以下であるなど、サービスの利用が少数である場合　　（例）　訪問介護が位置付けられた計画件数が１月当たり平均５件、通所介護が位置付けられた計画件数が１月当たり平均20件の場合は、訪問介護について紹介率最高法人を位置づけた割合が80％を超えても減算は適用されないが、通所介護について80％を超えた場合には減算が適用される。 |  |  |
|  | 　⑤　サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合などにより特定の事業者に集中していると認められる場合　　（例）　利用者から質が高いことを理由に当該サービスを利用したい旨の理由書の提出を受けている場合であって、地域ケア会議等に当該利用者の居宅サービス計画を提出し、支援内容についての意見・助言を受けているもの。 |  |  |
|  | 　⑥　その他正当な理由と市長が認めた場合 |  |  |
| 40サービス種類相互間の算定関係 | 　利用者が月を通じて特定施設入居者生活介護（短期利用特定施設入居者生活介護費を算定する場合を除く。）又は小規模多機能型居宅介護(短期利用居宅介護費を算定する場合を除く。)、認知症対応型共同生活介護（短期利用認知症対応型共同生活介護費を算定する場合を除く。）、地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費を算定する場合を除く。）若しくは複合型サービス(短期利用居宅介護費を算定する場合を除く。)を受けている場合に、当該月について、居宅介護支援費を算定していませんか。 | いる・いない | 平12厚告20別表イ-注8 |
| 41初回加算 | ①　新規に居宅サービス計画を作成する利用者に対して、居宅介護支援を行った場合その他の下記の基準に適合する場合は、１月につき３００単位を加算していますか。 | いる・いない | 平12厚告20別表ロ |
|  | 〔厚生労働大臣が定める基準〕　次のいずれかに該当している場合　イ　新規に居宅サービス計画を作成する利用者に対し、居宅介護支援を行った場合　ロ　要介護状態区分が２区分以上変更された利用者に対し居宅介護支援を行った場合 |  | 利用者等告示第56号 |
|  | ※　初回加算は、具体的には次のような場合に算定されます。　 (1)　 新規に居宅サービス計画を作成する場合　 (2)　 要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合　 (3)　 要介護状態区分が２区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合 |  | 留意事項第3の9 |
|  | ②　運営基準減算に該当する場合は、当該加算は、算定していませんか。 | いない・いる | 平12厚告20別表ロ |
| 42特定事業所加算 | 　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た居宅介護支援事業所は、１月につき下記に掲げる所定単位数を加算していますか。 | いる・いない該当なし | 平12厚告20別表ハ |
|  | ※　次に掲げるのいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定できません。 |  |  |
|  | イ 特定事業所加算(Ⅰ) 　　 ５０５単位 | □ |  |
|  | ロ 特定事業所加算(Ⅱ) 　　４０７単位 | □ |  |
|  | ハ 特定事業所加算(Ⅲ) 　　３０９単位 | □ |  |
|  | 二 特定事業所加算(A)　　　　１００単位 | □ |  |
|  | ※　特定事業所加算制度は、中重度者や支援困難ケースへの積極的な対応や、専門性の高い人材の確保、質の高いケアマネジメントを実施している事業所を評価し、地域における居宅介護支援事業所のケアマネジメントの質の向上に資することを目的としています。 |  | 留意事項第3の11(1) |
|  | ※　特定事業所加算(Ⅰ)、(Ⅱ)又は(Ⅲ)又は(A)の対象となる事業所については、　・　公正中立性を確保し、サービス提供主体からも実質的に独立した事業所であること・　常勤かつ専従の主任介護支援専門員及び介護支援専門員が配置され、どのような支援困難ケースでも適切に処理できる体制が整備されている、いわばモデル的な居宅介護支援事業所であることが必要となる。 |  | 留意事項第3の11(2) |
|  | ※　特定事業所加算取得事業所については、介護保険法に基づく情報公表を行うほか、積極的に特定事業所加算取得事業所である旨を表示するなど利用者に対する情報提供を行ってください。　　また、利用者に対し、特定事業所加算取得事業所である旨及びその内容が理解できるよう説明を行ってください。 |  | 留意事項第3の11(3)⑯ |
|  | ※　本加算を取得した特定事業所については、毎月末までに、基準の遵守状況に関する所定の記録を作成し、２年間保存するとともに、市長等から求めがあった場合については、提出してください。 |  | 留意事項第3の11(4) |
|  | 〔厚生労働大臣が定める基準及びその各要件の取扱い〕 |  |  |
|  | ●イ　特定事業所加算（Ⅰ）　次のいずれにも適合すること。 |  |  |
|  | (1)　常勤かつ専従の主任介護支援専門員２名以上配置していること。 | いる・いない | 大臣基準告示第84号イ(1) |
|  | ※　常勤かつ専従の主任介護支援専門員については、当該居宅介護支援事業所の業務に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所の職務を兼務しても差し支えありません。 |  | 留意事項第3の11(3)① |
|  | (2)　常勤かつ専従の介護支援専門員を３名以上配置していること。 | いる・いない | 大臣基準告示第84号イ(2) |
|  | ※　常勤かつ専従の介護支援専門員３名とは別に、主任介護支援専門員２名を置く必要があります。　　　したがって、当該加算を算定する事業所においては、少なくとも主任介護支援専門員２名及び介護支援専門員３名の合計５名を常勤かつ専従で配置する必要があります。 |  | 留意事項第3の11(3)② |
|  | (3)　利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催すること。 | いる・いない | 大臣基準告示第84号イ(3) |
|  | ※　「利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議」は、次の要件を満たすものでなければなりません。 |  | 留意事項第3の11(3)③ |
|  | ア　議題については、少なくとも次のような議事を含めること。　(a) 現に抱える処遇困難ケースについての具体的な処遇方針　(b) 過去に取り扱ったケースについての問題点及びその改善方策　(c) 地域における事業者や活用できる社会資源の状況　(d) 保健医療及び福祉に関する諸制度　(e) ケアマネジメントに関する技術　(f) 利用者からの苦情があった場合は、その内容及び改善方針　(g) その他必要な事項イ　議事については、記録を作成し、２年間保存しなければならないこと。ウ　「定期的」とは、概ね週１回以上であること。　また、会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 |  |  |
|  | (4)　２４時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること。 | いる・いない | 大臣基準告示第84号イ(4) |
|  | ※　２４時間連絡可能な体制とは、常時、担当者が携帯電話等により連絡を取ることができ、必要に応じて相談に応じることが可能な体制をとる必要があることをいうものであり、当該事業所の介護支援専門員が輪番制による対応等も可能です。　　なお、特定事業所加算(Ａ)を算定する事業所については、携帯電話等の転送による対応等も可能であるが、連携先事業所の利用者に関する情報を共有することから、指定居宅介護支援等基準第23条の規定の遵守とともに、利用者又はその家族に対し、当該加算算定事業所である旨及びその内容が理解できるよう説明を行い、同意を得ること。 |  | 留意事項第3の11(3)④ |
|  | (5)　算定日が属する月の利用者の総数のうち、要介護状態区分が要介護３、要介護４又は要介護５である者の占める割合が１００分の４０以上であること。 | いる・いない | 大臣基準告示第84号イ(5) |
|  | ※　要介護３、要介護４又は要介護５の者の割合が４０％以上であることについては、毎月その割合を記録しておかなければなりません。　　　なお、特定事業所加算を算定する事業所については、積極的に支援困難ケースに取り組むべきこととされているものであり、こうした割合を満たすのみではなく、それ以外のケースについても常に積極的に支援困難ケースを受け入れるべきものでなければなりません。　　　また、下記(7)の要件のうち、「地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合」に該当するケースについては、例外的に上記(5)の４０％要件の枠外として取り扱うことが可能です。　　　（すなわち、当該ケースについては、要介護３、要介護４又は要介護５の者の割合の計算の対象外として取り扱うことが可能です。） |  | 留意事項第3の11(3)⑤ |
|  | (6)　当該居宅介護支援事業所における介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施していること。 | いる・いない | 大臣基準告示第84号イ(6) |
|  | ※　「計画的に研修を実施していること」については、当該事業所における介護支援専門員の資質向上のための研修体系と当該研修実施のための勤務体制の確保を定めるとともに、介護支援専門員について個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等について、毎年度少なくとも次年度が始まるまでに次年度の計画を定めなければなりません。　　　また、管理者は、研修目標の達成状況について、適宜、確認し、必要に応じて改善措置を講じなければなりません。　　　なお、年度の途中で加算取得の届出をする場合にあっては、当該届出を行うまでに当該計画を策定することになります。　　なお、特定事業所加算(Ａ)を算定する事業所については、連携先事業所との共同開催による研修実施も可能である。 |  | 留意事項第3の11(3)⑥ |
|  | (7)　地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に居宅介護支援を提供していること。 | いる・いない | 大臣基準告示第84号イ(7) |
|  | ※　特定事業所加算算定事業所については、自ら積極的に支援困難ケースを受け入れるものでなければならず、また、そのため、常に地域包括支援センターとの連携を図らなければなりません。 |  | 留意事項第3の11(3)⑦ |
|  | (8)　地域包括支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること。 | いる・いない | 大臣基準告示第84号イ(8) |
|  | (9)　居宅介護支援費に係る運営基準減算又は特定事業所集中減算の適用を受けていないこと。 | いない・いる | 大臣基準告示第84号イ(9) |
|  | ※　特定事業所加算の趣旨を踏まえ、単に減算の適用になっていないのみならず、特定事業所加算の趣旨を踏まえた、中立公正を確保し、実質的にサービス提供事業者からの独立性を確保した事業所である必要があります。 |  | 留意事項第3の11(3)⑧ |
|  | (10)　居宅介護支援事業所において居宅介護支援の提供を受ける利用者数が当該居宅介護支援事業所の介護支援専門員１人当たり４０名未満であること。ただし、居宅介護支援費(Ⅱ)を算定している場合は４５名未満であること。 | いる・いない | 大臣基準告示第84号イ(10) |
|  | ※　取り扱う利用者数については、原則として事業所単位で平均して介護支援専門員１名当たり４０名未満（居宅介護支援費(Ⅱ)を算定している場合は４５名未満）であれば差し支えないこととしますが、ただし、不当に特定の者に偏るなど、適切なケアマネジメントに支障がでることがないよう配慮しなければならないこと。 |  | 留意事項第3の11(3)⑨ |
|  | (11)　法第６９条の２第１項に規定する介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保していること。 | いる・いない | 大臣基準告示第84号イ(11) |
|  | ※　協力又は協力体制とは、現に研修における実習等の受入が行われていることに限らず、受入が可能な体制が整っていることをいいます。　　　そのため、居宅介護支援事業所は、研修の実施主体との間で実習等の受入を行うことに同意していることを、書面等によって提示できるようにしてください。　　なお、特定事業所加算(Ａ)を算定する事業所については、連携先事業所との共同による協力及び協力体制も可能である。 |  | 留意事項第3の11(3)⑩ |
|  | （12）　他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施していますか。 | いる・いない | 大臣基準告示第84号イ(12) |
|  | ※　特定事業所加算算定事業所は、質の高いケアマネジメントを実施する事業所として、地域における居宅介護支援事業所のケアマネジメントの質の向上を牽引する立場にあることから、同一法人内に留まらず、他の法人が運営する事業所の職員も参画した事例検討会等の取組を、自ら率先して実施していかなければなりません。　　　なお、事例検討会等の内容、実施時期、共同で実施する他事業所等について、毎年度少なくとも次年度が始まるまでに次年度の計画を定めなければなりません。なお、年度の途中で加算取得の届出をする場合にあっては、当該届出を行うまでに当該計画を策定してください。　　　なお、特定事業所加算(Ａ)を算定する事業所については、連携先事業所との協力による研修会等の実施も可能である。 |  | 留意事項第3の11(3)⑪ |
|  | (13)　必要に応じて、多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援するサービス(介護給付等対象サービス(法第２４条第２項に規定する介護給付等対象サービスをいう。)以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等をいう。)が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること。 | いる・いない | 大臣基準告示第84号イ(13) |
|  | ※　多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援するサービスとは、介護給付等対象サービス（介護保険法第24 条第２項に規定する介護給付等対象サービスをいう。）以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等のことをいう。 |  | 留意事項第3の11(3)⑫ |
|  | ●ロ　特定事業所加算（Ⅱ）　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |  |  |
|  | (1)　上記特定事業所加算（Ⅰ）の(2),(3),(4),(6)～(13)の基準に適合すること。 | いる・いない | 大臣基準告示第84号ロ(1) |
|  | (2) 常勤かつ専従の主任介護支援専門員を配置していること。 | いる・いない | 大臣基準告示第84号ロ(2) |
|  | ※　常勤かつ専従の主任介護支援専門員については、当該居宅介護支援事業所の業務に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所の職務を兼務しても差し支えないものとします。 |  | 留意事項第3の11(3)⑬ |
|  | ※　常勤かつ専従の介護支援専門員３名とは別に、主任介護支援専門員を置く必要があります。　　　したがって、当該加算を算定する事業所においては、少なくとも主任介護支援専門員及び介護支援専門員３名の合計４名を常勤かつ専従で配置する必要があります。 |  |  |
|  | ●ハ　特定事業所加算（Ⅲ）　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |  |  |
| (1)　上記特定事業所加算（Ⅰ）の(3),(4),(6)～(13)の基準に適合すること。 | いる・いない | 大臣基準告示第84号ハ（1） |
|  | (2)　上記特定事業所加算（Ⅱ）の(2)の基準に適合すること。 | いる・いない | 大臣基準告示第84号ハ(2) |
|  | (3)　常勤かつ専従の介護支援専門員を２名以上配置していること。 | いる・いない | 大臣基準告示第84号ハ(3) |
|  | ※　常勤かつ専従の主任介護支援専門員については、当該居宅介護支援事業所の業務に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所の職務を兼務しても差し支えないものとします。 |  | 留意事項第3の11(3)⑭ |
|  | ※　常勤かつ専従の介護支援専門員２名とは別に、主任介護支援専門員を置く必要があります。　　したがって、当該加算を算定する事業所においては、少なくとも主任介護支援専門員及び介護支援専門員２名の合計３名を常勤かつ専従で配置する必要があります。 |  |  |
|  | ●二　特定事業所加算(A）　　　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |  |  |
|  | （1）　上記特定事業所加算（Ⅰ）の(3),(4),(6)～(13)の基準に適合すること。ただし、上記特定事業所加算（Ⅰ）の(4),(6),(11),(12)の基準は他の同一の居宅介護支援事業所との連携により満たすこととしても差し支えないものとする。 | いる・いない | 大臣基準告示第84号ニ（1） |
|  | （2）　上記特定事業所加算（Ⅱ）の(2)の基準に適合すること。 | いる・いない | 大臣基準告示第84号ニ（2） |
|  | (3)　常勤かつ専従の介護支援専門員を１名以上配置していること。 | いる・いない | 大臣基準告示第84号ニ（3） |
|  | (4) 　常勤かつ専従の介護支援専門員を常勤換算方法(当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。)で１以上配置していること。ただし、当該介護支援専門員は他の居宅介護支援事業所((1)で連携している他の居宅介護支援事業所がある場合は、当該事業所に限る。)の職務と兼務をしても差し支えないものとする。 | いる・いない | 大臣基準告示第84号ニ（4） |
| ※　常勤かつ専従の主任介護支援専門員については、当該指定居宅介護支援事業所の業務に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所の職務を兼務しても差し支えないものとする。また、常勤かつ専従の介護支援専門員１名並びに常勤換算方法で１の介護支援専門員とは別に、主任介護支援専門員を置く必要があること。したがって、当該加算を算定する事業所においては、少なくとも主任介護支援専門員及び介護支援専門員１名の合計２名を常勤かつ専従で配置するとともに、介護支援専門員を常勤換算方法で１の合計３名を配置する必要があること。この場合において、当該常勤換算方法で１の介護支援専門員は他の居宅介護支援事業所（連携先事業所に限る。）の職務と兼務しても差し支えないが、当該兼務に係る他の業務との兼務については、介護保険施設に置かれた常勤専従の介護支援専門員との兼務を除き、差し支えないものであり、当該他の業務とは必ずしも指定居宅サービス事業の業務を指すものではない。 |  | 留意事項第3の11(3)⑮ |
| 43特定事業所医療介護連携加算 | 　厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村に届け出た指定居宅介護支援事業所は、１月につき125単位を加算していますか。 | いる・いない該当なし | 平12厚告20別表ニ |
| 〔厚生労働大臣が定める基準〕　次のいずれにも適合すること。 |  | 大臣基準告示第八十四号の二 |
|  | 　イ　前々年度の３月から前年度の２月までの間において退院・退所加算(Ⅰ)イ、(Ⅰ)ロ、(Ⅱ)イ、(Ⅱ)ロ又は(Ⅲ)の算定に係る病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設との連携の回数(第85号の2イからホまでに規定する情報の提供を受けた回数をいう。)の合計が３５回以上であること。 | いる・いない |
|  | 　ロ　前々年度の３月から前年度２月までの間においてターミナルケアマネジメント加算を５回以上算定していること。 | いる・いない |  |
|  | 　ハ　特定事業所加算(Ⅰ)、(Ⅱ)又は(Ⅲ)を算定していること。 | いる・いない |
|  | (留意事項) |  |
|  | (1)基本的取扱方針当該加算の対象となる事業所においては、日頃から医療機関等との連携に関する取組をより積極的に行う事業所であることが必要となる。 |  | 留意事項第3の12 |
|  | (2)具体的運用方針ア　退院・退所加算の算定実績について退院・退所加算の算定実績に係る要件については、退院・退所加算の算定回数ではなく、その算定に係る病院等との連携回数が、特定事業所医療介護連携加算を算定する年度の前々年度の３月から前年度の２月までの間において35回以上の場合に要件を満たすこととなる。 |  |
|  | イ　ターミナルケアマネジメント加算の算定実績についてターミナルケアマネジメント加算の算定実績に係る要件については、特定事業所医療介護連携加算を算定する年度の前々年度の３月から前年度の２月までの間において、算定回数が５回以上の場合に要件をみたすこととなる。 |  |
| ウ　特定事業所加算(Ⅰ)～(Ⅲ)の算定実績について特定事業所医療介護連携加算は、質の高いケアマネジメントを提供する体制のある事業所が医療・介護連携に総合的に取り組んでいる場合に評価を行うものであるから、他の要件を満たす場合であっても、特定事業所加算(Ⅰ)、(Ⅱ)又は(Ⅲ)のいずれかを算定していない月は特定事業所医療介護連携加算の算定はできない。 |  |
| 44入院時情報連携加算 | 　利用者が病院又は診療所に入院するに当たって、当該病院又は診療所の職員に対して、当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者に係る必要な情報を提供した場合は、下記の基準に掲げる区分に従い、利用者１人につき１月に１回を限度として下記に掲げる所定単位数を加算していますか。（ただし、（Ⅰ）と（Ⅱ）を同時に算定できません。） | いる・いない事例なし | 平12厚告20別表ホ |
|  | (1)　入院時情報連携加算（Ⅰ）　２００単位 | □ |  |
| (2)　入院時情報連携加算（Ⅱ）　１００単位 | □ |
|  | 〔厚生労働大臣が定める基準〕 |  |  |
|  | ア　入院時情報連携加算（Ⅰ）　　利用者が病院又は診療所に入院してから3日以内に、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。 | いる・いない | 大臣基準告示第85号留意事項第3の13（2） |
|  | イ　入院時情報連携加算（Ⅱ）　　利用者が病院又は診療所に入院してから4日以上7日以内に、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。 | いる・いない | 大臣基準告示第85号留意事項第3の13（3） |
|  | ※　「必要な情報」とは、具体的には、当該利用者の入院日、心身の状況（例えば、疾患・病歴、認知症の有無や徘徊等の行動の有無など）、生活環境（例えば、家族構成、生活歴、介護者の介護方法や家族介護者の状況など）及びサービスの利用状況をいいます。　　当該加算については、利用者１人につき、１月に１回を限度として算定することとします。 |  | 留意事項第3の13（1） |
|  | ※　情報提供を行った日時、場所（医療機関へ出向いた場合）、内容、提供手段（面談、ＦＡＸ等）等について居宅サービス計画等に記録してください。　　なお、情報提供の方法としては、居宅サービス計画等の活用が考えられます。 |  |  |
| 45退院・退所加算 | ①　病院若しくは診療所に入院していた者又は地域密着型介護老人福祉施設若しくは介護保険施設に入所していた者が退院又は退所（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護又は介護福祉施設サービスの在宅・入所相互利用加算を算定する場合を除く。）し、その居宅において居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合において、当該利用者の退院又は退所に当たって、当該病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員と面談を行い、当該利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画を作成し、居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合（同一の利用者について、当該居宅サービス及び地域密着型サービスの利用開始月に調整を行う場合に限る。）には、別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、入院又は入所期間中につき１回を限度として所定単位数を算定していますか（ただし、(Ⅰ)～(Ⅲ)を同時に算定できません。）。 | いる・いない事例なし | 平12厚告20別表へ |
|  | ②　初回加算を算定する場合、当該加算を算定していませんか。 | いる・いない |  |
|  | (1) 退院・退所加算(Ⅰ)イ　　　４５０単位 | □ |  |
|  | (2) 退院・退所加算(Ⅰ)ロ　　　６００単位 | □ |  |
|  | (3) 退院・退所加算(Ⅱ)イ　　　６００単位 | □ |  |
|  | (4) 退院・退所加算(Ⅱ)ロ　　　７５０単位 | □ |  |
|  | (5) 退院・退所加算(Ⅲ)　　　　９００単位 | □ |  |
|  | 〔厚生労働大臣が定める基準〕 |  |  |
|  | イ　退院・退所加算(Ⅰ)イ　　　病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により1回受けていること。 | いる・いない | 大臣基準告示第85の2号 |
|  | ロ　退院・退所加算(Ⅰ)ロ　　病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンスにより1回受けていること。 | いる・いない |  |
|  | ハ　退院・退所加算(Ⅱ)イ　　病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供をカファレンス以外の方法により2回以上受けていること。 | いる・いない |  |
|  | ニ　退院・退所加算(Ⅱ)ロ　　　病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供を2回受けており、うち1回以上はカンファレンスによること。 | いる・いない |  |
|  | ホ　退院・退所加算(Ⅲ)　　病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供を3回以上受けており、うち1回以上はカンファレンスによること。 | いる・いない |  |
|  | ※　病院若しくは診療所への入院又は地域密着型介護老人福祉施設若しくは介護保険施設（以下「病院等」という。）へ入所をしていた者が、退院又は退所（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護又は介護福祉施設サービスの在宅・入所相互利用加算を算定する場合を除く。）し、その居宅において居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合において、当該利用者の退院又は退所に当たって、当該病院等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報の提供を得た上で、居宅サービス計画を作成し、居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合には、当該利用者の居宅サービス又は地域密着型サービスの利用開始月に所定単位数を加算します。ただし、初回加算を算定する場合は、算定しない。 |  | 留意事項第3の14(1) |
|  | ※　算定区分について　　　退院・退所加算については、以下の算定区分により、入院又は入所期間中１回（医師等からの要請により退院に向けた調整を行うための面談に参加し、必要な情報を得た上で、居宅サービス計画を作成し、居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合を含む。）のみ算定することができます。また、面談は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この⑵において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。なお、テレビ電話装置等の活用に当たっては、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 |  | 留意事項第3の14 (2) |
|  | 〔退院・退所加算（Ⅰ）イ・ロ〕　　退院・退所加算（Ⅰ）イ及びロについては、病院等の職員からの情報収集を１回行っている場合に算定可能であり、うち（Ⅰ）ロについてはその方法がカンファレンスである場合に限る。 |  | 留意事項第3の14 (2)① |
|  | 〔退院・退所加算（Ⅱ）イ・ロ〕　・　退院・退所加算（Ⅱ）イについては、病院等の職員からの情報収集を２回以上行っている場合に算定が可能。　・　退院・退所加算（Ⅱ）ロについては、病院等の職員からの情報収集を２回行っている場合であって、うち１回以上がカンファレンスによる場合に算定が可能。 |  | 留意事項第3の14 (2)② |
|  | 〔退院・退所加算（Ⅲ）〕　　退院・退所加算（Ⅲ）については、病院等の職員からの情報収集を3回以上行っている場合であって、うち１回以上がカンファレンスによる場合に算定が可能。 |  | 留意事項第3の14 (2)③ |
|  | 〔その他の留意事項〕※　上記カンファレンスは以下のとおりとします。　イ　病院又は診療所　　　　診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第１医科診療報酬点数表の退院時共同指導料２の注３の要件を満たし、退院後に福祉用具の貸与が見込まれる場合にあっては、必要に応じ、福祉用具専門相談員や居宅サービスを提供する作業療法士等が参加するもの。 |  | 留意事項第3の14 (3)① |
|  | 　ロ　地域密着型介護老人福祉施設　　　　指定地域密着型サービス基準条例第154条第６項及び第７項に基づき、入所者への援助及び居宅介護支援事業者への情報提供等を行うにあたり実施された場合の会議。ただし、基準条例第151条第１項に掲げる地域密着型介護老人福祉施設に置くべき従業者及び入所者又はその家族が参加するものに限ります。また、退所後に福祉用具の貸与が見込まれる場合にあっては、必要に応じ、福祉用具専門相談員や居宅サービスを提供する作業療法士等が参加すること。 |  |  |
|  | 　ハ　介護老人福祉施設　　　指定介護老人福祉施設基準条例第10条第６項及び第７項に基づき、入所者への援助及び居宅介護支援事業者に対する情報提供等を行うにあたり実施された場合の会議。ただし、基準条例第3条に掲げる介護老人福祉施設に置くべき従業者及び入所者又はその家族が参加するものに限ります。また、退所後に福祉用具の貸与が見込まれる場合にあっては、必要に応じ、福祉用具専門相談員や居宅サービスを提供する作業療法士等が参加すること。 |  |  |
|  | 　ニ　介護老人保健施設　　　介護老人保健施設基準条例第11条第６項に基づき、入所者への指導及び居宅介護支援事業者に対する情報提供等を行うにあたり実施された場合の会議。ただし、基準条例第3条に掲げる介護老人保健施設に置くべき従業者及び入所者又はその家族が参加するものに限ります。また、退所後に福祉用具の貸与が見込まれる場合にあっては、必要に応じ、福祉用具専門相談員や居宅サービスを提供する作業療法士等が参加すること。 |  |  |
|  | 　ホ　介護医療院　　　介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成30 年１月18日厚生労働省令第５号）第12 条第６項に基づき、入所者への指導及び居宅介護支援事業者に対する情報提供等を行うにあたり実施された場合の会議。ただし、基準第４条に掲げる介護医療院に置くべき従業者及び入所者又はその家族が参加するものに限ります。また、退所後に福祉用具の貸与が見込まれる場合にあっては、必要に応じ、福祉用具専門相談員や居宅サービスを提供する作業療法士等が参加すること。 |  |  |
|  | 　ヘ　介護療養型医療施設（平成35 年度末までに限る。）　　　健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第41号。）第９条第５項に基づき、患者に対する指導及び居宅介護支援事業者に対する情報提供等を行うにあたり実施された場合の会議。ただし、基準第２条に掲げる介護療養型医療施設に置くべき従業者及び患者又はその家族が参加するものに限ります。また、退所後に福祉用具の貸与が見込まれる場合にあっては、必要に応じ、福祉用具専門相談員や居宅サービスを提供する作業療法士等が参加すること。 |  |  |
|  | ※　同一日に必要な情報の提供を複数回受けた場合又はカンファレンスに参加した場合でも、１回として算定します。 |  | 留意事項第3の14 (3)② |
|  | ※　原則として、退院・退所前に利用者に関する必要な情報を得ることが望ましいですが、退院後７日以内に情報を得た場合には算定することができます。 |  | 留意事項第3の14 (3)③ |
|  | ※　カンファレンスに参加した場合は、下記の別途定める様式ではなく、カンファレンスの日時、開催場所、出席者、内容の要点等について居宅サービス計画に記録し、利用者又は家族に提供した文書の写しを添付してください。 |  | 留意事項第3の14 (3)④ |
|  | ※　利用者に関する必要な情報については、別途定められています。　「居宅介護支援費の退院・退所加算(Ⅰ)・(Ⅱ)に係る様式例の例示について」　(平成21年3月13日老振発第0313001号） |  | 留意事項第3の14 (1) |
| 46通院時情報連携加算 | 　　利用者が病院又は診療所において医師の診察を受けるときに介護支援専門員が同席し、医師等に対して当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者に係る必要な情報の提供を行うとともに、医師等から当該利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合は、利用者１人につき１月に１回を限度として５０単位加算していますか。 | いる・いない | 平12厚告20別表ト |
|  | ※　当該加算は、利用者が医師の診察を受ける際に同席し、医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画等に記録した場合に、算定を行うものである。なお、同席にあたっては、利用者の同意を得た上で、医師等と連携を行うこと。 |  | 留意事項第3の15 |
| 47緊急時等居宅カンファレンス加算 | 　病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の医師又は看護師等と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて、当該利用者に必要な居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合、利用者１人につき１月に２回を限度として所定単位数（２００単位）を加算していますか。 | いる・いない事例なし | 平12厚告20別表チ |
|  | ※　当該加算を算定する場合は、カンファレンスの実施日（指導した日が異なる場合は指導日もあわせて）、カンファレンスに参加した医療関係職種等の氏名及びそのカンファレンスの要点を居宅サービス計画等に記載してください。 |  | 留意事項第3の16(1) |
|  | ※　当該カンファレンスは、利用者の病状が急変した場合や、医療機関における診療方針の大幅な変更等の必要が生じた場合に実施されるものであることから、利用者の状態像等が大きく変化していることが十分想定されるため、必要に応じて、速やかに居宅サービス計画を変更し、居宅サービス及び地域密着型サービスの調整を行うなど適切に対応してください。 |  | 留意事項第3の16(2) |
| 48ターミナルケアマネジメント加算 | 　在宅で死亡した利用者（末期の悪性腫瘍の患者に限る。）に対して、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た居宅介護支援事業所が、その死亡日及び死亡日前14日以内に２日以上、当該利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者の心身の状況等を記録し、主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者に提供した場合は、１月につき所定単位数（４００単位）を加算していますか。 | いる・いない事例なし | 平12厚告20別表リ |
|  | 〔厚生労働大臣が定める基準〕 |  |  |
|  | 　居宅介護支援費に係るターミナルケアマネジメント加算の基準ターミナルケアマネジメントを受けることに同意した利用者について、24時間連絡できる体制を確保しており、かつ、必要に応じて指定居宅介護支援を行うことができる体制を整備していること。 | いる・いない | 大臣基準告示第85の3号 |
|  | ※　在宅で死亡した利用者の死亡月に加算することとするが、利用者の居宅を最後に訪問した日の属する月と、利用者の死亡月が異なる場合には、死亡月に算定することとなります。 |  | 留意事項第3の17（1) |
|  | ※　１人の利用者に対し、１か所の指定居宅介護支援事業所に限り算定できます。なお、算定要件を満たす事業所が複数ある場合には、当該利用者が死亡日又はそれに最も近い日に利用した指定居宅サービスを位置づけた居宅サービス計画を作成した事業所が当該加算を算定することとします。 |  | 留意事項第3の17（2) |
|  | ※　ターミナルケアマネジメントを受けることについて利用者又はその家族が同意した時点以降は、次に掲げる事項を支援経過として居宅サービス計画等に記録しなければなりません。　①　終末期の利用者の心身又は家族の状況の変化や環境の変化及びこれらに対して居宅介護支援事業者が行った支援についての記録　②　利用者への支援にあたり、主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等と行った連絡調整に関する記録 |  | 留意事項第3の17（3) |
|  | ※　ターミナルケアマネジメントを受けている利用者が、死亡診断を目的として医療機関へ搬送され、24 時間以内に死亡が確認される場合等については、ターミナルケアマネジメント加算を算定することができるものとします。 |  | 留意事項第3の17（4) |
|  | ※　ターミナルケアマネジメントにあたっては、厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等を参考にしつつ、本人の意思を尊重した医療・ケアの方針が実施できるよう、多職種が連携し、本人及びその家族と必要な情報の共有等に努めること。 |  | 留意事項第3の17（5） |